

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目					
1	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>出金総額</td> <td>¥656</td> </tr> <tr> <td>充当額</td> <td>¥656</td> </tr> </table> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である</p>	出金総額	¥656	充当額	¥656	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 政務活動に必要な情報資料と考え100%案分とした</p> <p>書籍購入『指導要領解説』丸善兵庫教育大学売店</p> <p>案分率</p> <p>備考</p>
出金総額	¥656					
充当額	¥656					

0000-4636

2019年 4月 2日 火曜日

藤本百男

領 収 証 様

¥ 6 5 6 -

(消費税 ¥48)

(指導要領解説)



但し、
丸善兵庫教育大学売店
兵庫県加東市下久米942-1
*保管上のお願

TEL:0795-44-1152

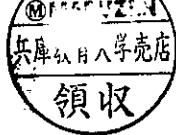

担当者

領収証No 0341

財布等で保管職く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理番号	使 途 項 目					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費					
2	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">出金総額</td> <td style="text-align: right;">¥798</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">充当額</td> <td style="text-align: right;">¥798</td> </tr> </table> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である</p>	出金総額	¥798	充当額	¥798	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 政務活動に必要な情報資料と考え100%案分とした</p> <p>案分率</p> <p>備考</p> <p>書籍購入『正論 2019・5』丸善兵庫教育大学売店</p>
出金総額	¥798					
充当額	¥798					
0000-4633						
2019年 4月 2日火曜日						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 藤本百男 領 収 証 様 </div>						
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> (消費税 ¥59) ¥ 798 - </div>						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="207 1859 606 2038"> <p>但し、正論 2019・5 丸善兵庫教育大学売店 兵庫県加東市下久米942-1 *保管上のお願 財布等で保管置く場合、印刷面を内側に折って保管願います。</p> </div> <div data-bbox="606 1859 813 2038"> <p>TEL:0795-44-1152</p> </div> <div data-bbox="813 1859 1005 2038" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="1005 1859 1276 2038"> <p>担当者 </p> <p>領収証No 0340</p> </div> </div>						

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
3	出金総額 ¥7,022	共通案分率 50%
	充当額 ¥3,511	
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	案分の説明
	19 31-04-02 振替 、 51,583 イコクレサット	案分率
		議員使用iPadH31年1 月分¥7423のうちかんた ん決済利用料¥401除外
		備 考

発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 2月 3日

673-1431
兵庫県 加東市 社 1481
藤本 百男 様

お知らせ INFORMATION

●au携帯電話を分割支払いで購入されているお客さまへ
2019年2月発行の請求書より、これまで「au電話料金」に
含まれていた「購入機器代金」を切り出して個別に表示します。
これによりそれぞれのご利用状況が一目でわかるようになります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 1月
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	7,423円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0308264084

サービス別ご利用料金

au電話料金	7,022円
	(7,022円)
※うち消費税等 (課税対象額は6,502円でした。)	520円

(注1)
ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の
通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払
期日までにはコンビニエンスストア等でお支払いいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

お客さまセンター

受付時間 9:00~20:00 (年中無休)

◆au携帯電話から 局番なし 157 (無料)

◆一般電話から 0077-7-111 (無料)

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」 KDDI株式会社

藤本 百男 様

ご請求コード: 0308264084 | 発行日: 2019年 2月 3日 1頁

● au 電話料金		● 合計		
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)		備考
	7,022			7,022円
< 1月ご利用内訳 >	7,022			
▼プラン利用料	6,000			auお客様コード 34453512
LTEフラット for Tab(i)		6,700		
2年契約		-1,000		
LTE NET		300		
▼オプション使用料	500			
テザリングオプション		500		
▼ユニバーサルサービス料	2			1番号当たり 2円のご請求となります。
▼消費税等(8%)	520			8%消費税の課税対象額 6,502円

auご利用月数は2019年 2月で 6年 0ヶ月目です。

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本百男)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
4	出金総額 ￥17,280	共通案分率 50%
	充当額 ￥8,640	それ以外の案分 %
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		案分の説明
21 31-04-04 振替	17,280 リコーリース(カ)	案分率
		備考 コピー機リース料 H31年4月分

ホ-05

リース契約確認書

お客様が契約された会社〔貸主〕

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東雲1丁目7番12号

契約年月日	2015年 8月 24日
借受年月日	2015年 8月 24日
契約番号	A056263084-000

- ・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。
- ・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
- ・万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。
- ・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

ご契約者(借主)	〒 673-1431	(敬称略)
所在地	兵庫県加東市社1491-1	
契約者TEL	0795-43-8270	
契約者名	藤本百男事務所	
代表者名	藤本 百男	
ご自宅		
自宅TEL		

リース条件欄	
月額リース料(税抜)	16,000円
消費税等	1,280円
リース月数	60ヶ月
総額リース料(税抜)	960,000円
消費税等	76,800円
前払回数	回(最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2015年 9月 1日
リース終了日	2020年 8月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等 (円未満切捨) 消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります	
再リース料(年額)	19,200円(税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	RICOH MP C2503 SPF	
	製造番号等		
	月額(税抜)	16,000円	1台
	設置場所	藤本百男事務所	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台
合計		1物件	1台
〈特約条項〉			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 530-0004

大阪市北区堂島浜2-2-28

堂島アクシビル 12F

リコーリース株式会社

第三業務部

TEL 06-4799-4400

<個人信用情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー
登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 679-0204

兵庫県加東市新町298番地の2

第一電子(株)加東営業所

TEL 0795-40-5720

リース契約申込書

※裏面「契約約款」及び別添「個人情報取扱に関する同意書」の内容にご承諾の上、この申込書に記入

申込年月日	2015/08/05	お客様が申込まれる会社(貸主)	リコーリース株式会社 〒135-8518 東京都江東区東雲1-7-12
お申込者(借主)	会社所在地	〒0000-0000 都・道府・県	申込者TEL 0795-43-8270
	会社名及び代表者名	〒673-1431 兵庫県加東市社1491-1	担当窓口 部署
	フリガナ	株式会社 第一電子	氏名
	フリガナ 役職名 氏名	第一電子株式会社 代表取締役 藤本 智勇	TEL
代表者(自宅)	1. 自己所有 2. 家族所有 3. 賃貸	居住年数	年

連帯保証人予定者	ご自宅住所	〒0000-0000 都・道府・県	自宅TEL	-
	お名前	フリガナ	性別	男・女
	勤務先	名称 住所	関係	1 代表者 2. ()
	勤務先	名称 住所	勤務先TEL	-

連帯保証人予定者	ご自宅住所	〒0000-0000 都・道府・県	自宅TEL	-
	お名前	フリガナ	性別	男・女
	勤務先	名称 住所	関係	申込者との関係
	勤務先	名称 住所	勤務先TEL	-

お支払	口座名義人	預金者
お支払口座の届出印を4枚目にご捺印ください。		

◆お客様控え◆ (ご記入後は必ずお受取りになり、大切に保管してください。)

新規増設	他社再入	満了	満了
GL	GL	入替	入替
契約番号		A	
リース物件	1	メーカー: リコー 品目: MPC2503SPF 製造No: 月額(税抜): 16000円	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名 (ソフトウェアをインストールするハードウェア)
	2	メーカー: 品目: 製造No: 月額(税抜): 円	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名 (ソフトウェアをインストールするハードウェア)
	3	メーカー: 品目: 製造No: 月額(税抜): 円	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名 (ソフトウェアをインストールするハードウェア)
	4	メーカー: 品目: 製造No: 月額(税抜): 円	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名 (ソフトウェアをインストールするハードウェア)
合計		0:0:1台	

②	月額リース料(税抜)	16000円
	消費税等	1280円
	月額リース料(税込)	17280円
③	リース月数	60ヶ月
④	リース料総額(税抜)	円
	総額消費税等	円
	総額リース料(税込)	円
⑤	リース開始日	2015年9月1日
⑥	支払日	口座振替日は、ご指定の金融機関により4日又は27日となります。詳しくは4枚目をご覧下さい。 ※お支払日につきましては、後日リコーリースよりご連絡をさせていただきます。
⑦	支払方法	月払い・年払い・() 口座振替・()
⑧	前払リース料	ヶ月分 ※最終回より充当されます。
⑨	再リース料(年額)	年間リース料 10(再リース開始時一括支払)
⑩	リース物件価格	円
	FLグレードアップ解約金	円
	その他上乗解約金	円
	リース対象金額	円

⑪ 特約条項

お申込み上のご注意

- 営業のためもしくは営業としてでない場合にはお申込みできません。
- お申込み後、リコーリースからお客様、連帯保証人予定者様に申込内容の確認のお電話をさせていただきます。
- この「リース契約申込書」は契約成立後、「契約の内容を明らかにした書面」となります。
- 後日「リース契約確認書」、「お支払い予定表」を送付させていただきますので、「リース契約申込書」と一緒に大切に保管してください。
- ソフトウェア及び再リース期間中ににつきましては、物産総合保険の適用外となります。

リース契約の内容、お支払いに関しては、以下までお問い合わせください。

住所 神戸市中央区柳通4丁目1番1号
キリン神戸ビル6F
名称 リコーリース株式会社
兵庫支店
TEL TEL 078(265)2661代表
担当者

物件の保守・点検・整備につきましては、売主又は保守会社までご連絡ください。

住所 神戸市西区伊川谷町有瀬301番地
名称 第一電子株式会社
TEL
担当者

下記契約番号のリース物件を入替の上、この契約を申込みます。また、下記契約番号のリース物件につき、グレードアップの場合は、その解約金を含めた契約として申込みます。

契約番号	A037881778	物件連番	
契約番号		物件連番	

販売会社 株式会社へ

この申込書は、お客様の「お申込み控え」としてご記入後必ずお客様にお返しいただきますようお願いいたします。

リース契約約款

【リース契約約款】

借主は、借主指定の表記の売主及び/又は使用権設定者（以下総称して「売主」という。）からの引継ぎを受けた借主指定の表記のハードウェア（以下「ハード」という。）及び/又はプログラム（以下「ソフト」という。）のリース契約を締結し、又ハードとソフトを総称して「物件」という。）について、表記及び以下の条項により借主との間に、営業上の事業・業務の用に供するためのリース契約を締結する。若しくは営業としてリース契約を締結する。

第1条（契約の成立） この契約は、貸主が所定の手續により承諾したとき成立し、借主はこの契約の成立日（契約年月日）より物件を借受けます。

第2条（期間） (1)リース期間は表記のリース開始日から表記の月数後の相当日の前日（リース期間満了日）とし、契約期間はこの契約の成立日よりリース期間満了日までとします。尚、借主はこの契約の成立日より物件を使用できません。この契約は、借主の都合により解除するときはできません。

第3条（リース料） (1)借主は、貸主に対しリース料を表記のとおり支払います。借主は、理由が不明な期間中の物件の不使用又は使用不能期間についてもリース料の支払いを免れません。

第4条（前払リース料） (1)借主は、貸主に対しこの契約の成効履行に担保とする前払リース料の額を前払します。前払リース料は無利息とし、最終支払分のリース料より順次充当して自動的に充当されるものとします。但し、借主がこの契約に違反する行為があったときは、貸主は前払リース料をすべて借主に対し返付し、この契約以外の契約に担保を充当する場合は一部又は全部に充当することができます。

第5条（物件の検査） (1)借主は、物件について検査を行い、記名を執照し、貸主又は売主から明瞭な説明を受け、承諾します。 (2)物件の規格、仕様、機能、品質、性能、故障その他に起因する取扱い、場合によっては修理、取扱い、取扱い、借主に錯誤があった場合においても、貸主は一切の責任を負いません。 (3)前項の場合、借主は、貸主に対し、損害賠償請求権を行使し、売主との間に解決します。又、借主が貸主に對し書面にて請求し、貸主が承諾し、承認し、承諾し、承認し、貸主の売主に対する取扱い担保請求権（但し、貸主と売主との間の物件に係る売買契約の旨の附随的の旨の行使を除く。）を借主に譲渡する手続きをとるなどにより、貸主は、借主の売主への直接請求に協力します。 (4)借主は、前項に準じて、借主に対し権利を行使する場合は、リース料の支払いその他この契約に基いての債務を免れます。

第6条（物件の使用・保管） (1)借主は、ソフトを表記の電子記録及び/その他の機器（以下「指定電子記録装置」という。）においてのみ使用できます。 (2)借主は、通常の業務のための物件を本来の用途及び諸法令の定めに従って、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物件を常時正常な状態に維持するための保守、整備、修理を行います。費用一切を負担します。尚、物件が毀損したときは、借主は即時で修理を行います。 (3)指定電子記録装置の保守、修理、取扱い、故障、取扱いその他の変更行為のためソフトを使用できない場合は、一時的にソフトを他の電子記録装置及び/その他の機器で使用することができます。 (4)借主は、貸主からハードに貸主の所有権を明示する標識を貼付するよう指示があるときは、それを貼付します。

第7条（費用負担等） (1)借主は、この契約の締結に関する費用及び振込手数料等この契約に基づいて借主の債務履行に關する一切の費用を負担します。 (2)貸主は、固定資産税を納付します。但し、契約期間中に固定資産税が増額された場合には、借主は増額分を貸主の請求に従い貸主に支払います。 (3)消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は借主の負担とします。借主は、リース料に課税される消費税等を各回リース料（前払リース料を含む。）に附加して貸主に支払います。 (4)借主は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、物件に關する権利の取得、所有、管理、使用及びこの契約に基づいて行われることとなることのある諸税前額を各次入りのかたにかかわらず負担します。 (5)借主は、前項記載の諸税を貸主が納めることとなったときは、納付の前後を問わず貸主の請求に従い貸主に支払います。 (6)借主は、貸主がこの契約による権利を守り若しくは回復するため又は第三者より異議情報の申立を受けたことにより必要な措置をとったときは、これらの解決に要した費用及び弁護士費用等一切の費用を負担します。

第8条（物件の原状変更） 借主は、物件を他に譲渡若しくは担保を設定し、その設置場所を変更し、又原状を変更するなど貸主の権利を侵害するような行為を一切しません。尚、第三者から物件につき法律上又は事実上の侵害行為がなされたときは、直ちにその旨を貸主に通知し、且つ自ら回復行為の排除にあたるほか、貸主が排除のための措置をした場合も含めてこれに要した一切の費用を負担します。

第9条（ソフトの複製等の禁止） 借主は、貸主及び売主の書面による承諾を得なければ、この全部又は一部を複製できません。又、借主は、ソフトを第三者に譲渡したり若しくはその再使用権を設定したり又は複製することにより、第三者に使用させることはできません。

第10条（機密の保持） 借主は、ソフトの内容について第三者に公表又は漏洩しません。

第11条（第三者に対する責任） (1)物件自体又は物件の設置、保管、使用に伴う第三者、貸主、借主は、その原因のいかんを問わず、借主に賠償します。借主及び借主の従業員等が損害を受けたときは、借主は、その原因のいかんを問わず、第三者から著作権、特許権その他知的財産権の侵害を理由に訴訟の提起を受けたときは、借主は、第三者との間に紛争を生じたときは、借主は、売主をして売主の費用で解決させるものとし、貸主はこれに協力します。

第12条（物件の滅失・毀損） 契約期間中、物件が滅失、毀損して修理不能となつたときは、貸主又は売主は、借主は、借主に貸主に対して借主の旨を通知し、その原因のいかんを問わず、損害賠償として前払リース料金額から支払済リース料を差引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を貸主に支払うものとし、その支払いがなされたときは、この契約は終了します。

第13条（損害保険） (1)借主は、物件について契約期間中（但し、再リース期間中は除く。）物件に火災、水災、盗難に備へて借主が保険料を負担します。但し、ソフトについては借保しません。尚、地震・噴火・津波等の天災、借主の故意又は過失その他の原因で発生した事故の場合には保険金は支払われないものとします。 (2)保険事故が発生したときは、借主は直ちに貸主に通知し、且つ保険金を支払うに必要な一切の書類を貸主に提出します。 (3)前条の物件の滅失・毀損の際は、損害賠償額として借主が保険金を支払ってきたとき、借主は保険金相当額の限度で前条の損害賠償金の負担を免除されます。 (4)借主は、貸主が貸主からの不足額について直ちに貸主に支払います。

第14条（通知・報告事項） (1)借主及び連帯保証人は、住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他住所の届出事項に変更があったときは、直ちに貸主に書面で届出するものとします。 (2)届出をした住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他に宛てて貸主が通知又は送付等をした場合、延着又は到達しなかったときは、貸主は3日をもって到達したものとみなすことを借主及び連帯保証人は予め承諾します。

第15条（期限の利益の喪失） この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が次の各号のいずれに該当したときは、貸主からの通知、催告を要しないで当然に借主はリース料の支払いが済んだ期間の利益を失い、リース料金額から支払済リース料を差引いた残額及び未払いの消費税等全額を貸主に直ちに弁済するものとなります。尚、借主は貸主から要求があったときは、この契約が解除前であっても、第23条の規定に従い物件を直ちに貸主に引渡します。リース料その他この契約に基づく金銭

債務の支払いを1回でも怠つたとき、支払不能・債務整理・営業又は事業廃止の表明、営業所又は事業所閉鎖の告知、売却、七五の債務整理の委任など支払いを停止したとき又は不手続若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、取扱差押、仮差押、差押、強制執行、破産の申立、公租公課滞納処分などを定めた法令違反、会社更生、破産、特別清算など裁判所の関与による手続きの申立があったとき、借主（自然人）の場合、死亡したとき又は後見・保佐・補助開始の審判の申立があったとき若しくは任意後見監督員が選任されたとき、借主（法人）の場合、事業の廃止、解散の決議をした又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき、借主（法人）の場合、事業の全部又は重要な一部を他に譲渡しようとするとき、その所在が不明となったとき、その物件について必要な保存・保管行為をしないとき、経営が相当悪化し又はそのおそれがあることと認められる相当の理由があるとき、並にこの約款以外の貸主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠つたとき、借主以外の債権者に対する金銭債務の支払いを1回でも怠つたとき、並にこの契約の条項又は貸主との間のその他の契約の条項の一つにでも違反し、貸主が5日間の期間、定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に借主がこれに応じないとき。

第16条（契約解除） (1)この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が前条の各号の一つにでも該当したとき又は第25条に違反したとき若しくは第25条に反する事実が判明したときは、貸主は催告を要せずこの契約を解除することができます。 (2)前項により借主がこの契約を解除したときは、借主は第23条の規定に基づき物件を貸主に返還するとともに、損害賠償としてリース料金額から支払済リース料を差引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を直ちに貸主に支払います。

第17条（遅延損害金） 借主は、リース料その他この契約に基づく金銭の支払いを怠つたとき又は貸主が借主のために費用を立付けた場合の立付金額を怠つたときは、支払すべき金額に対して支払期日又は立付日目の翌日からその完済に至るまで年11.6%（年率）を日割計算の割合による遅延損害金を貸主に支払います。

第18条（催告費用等の負担） 借主は、貸主が全額償還し、再度催告を依頼したときは再催告費用として催告手続回数1回につき210円を、又、この契約条件の変更を貸主に依頼したときは貸主が定める手数料等を貸主に支払います。

第19条（再リース） リース期間の満了3ヶ月前までには借主が貸主に対して再リースしない旨の通知をした場合を除いて、この契約は、リース期間満了後、再リース料は表記の金額を再リース開始時、再リース期間が1年間、動産総合保険は再担保、その他はこの契約と同一条件をもって自動的に更新され、以降も同様とします。但し、貸主がリース期間満了前に電告を催告した場合は、ソフトにかかる使用権設定者の承諾が得られない場合は、この契約は終了します。

第20条（移換の禁止） 借主は、この契約に基づいての金銭の支払債務を貸主又は借主の水継人に対する債権と相殺することはできません。

第21条（権利の移転等） (1)借主は、貸主がこの契約上の権利を金融機関その他の第三者に譲渡し又は担保に供することを予め承諾します。 (2)借主は、ハードの所有権及びソフトの使用権をこの契約に基づいて貸主の地位とともに第三者に担保に入れた又は譲渡することができるものとし、借主は予め承諾します。

第22条（営業状況等の報告） 借主及び連帯保証人は、貸主から要求があったときは、直ちに、経営、財産、営業・事業の状況及び物件の設置・保管の状況を説明し、且つ前記期間の報告書とその他の借主の指定する関係書類を貸主に提出します。

第23条（物件の返還・清算） (1)借主は、この契約が満了、解除により終了したときは、借主の費用で物件を原状に回復した上で、リース期間中の自然損耗を除く、以下同じ、貸主の指定する日までに貸主の指定する場所に借主の費用で持参し、貸主に返還します。 (2)この場合、借主は物件使用により物件に付加したレジャー、クリーニング等の情報を借主の費用と負担で返還時に提出します。 (3)一方、当該情報の全部又は一部が消失された物件返還後に第三者に漏洩した場合においても、貸主は一切の責任を負いません。 (4)借主は、物件の返還を受け物件を廃棄したときは、借主は物件廃棄に要した費用を負担します。尚、借主が物件の原状回復をしない場合は物件を返還しない場合は、貸主は物件を原状回復し又は物件を引揚げることで済むものとし、借主はこれに要した費用を負担します。 (5)物件の返還が完了した場合は、借主はその返還日数に定めて表記のリース料前額を借主に返付し、貸主に支払います。又、物件の返還が完了したときは、借主はその原因を問わず、これに対する損害賠償として直ちに貸主に相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価値（以下「見込残存価値」という。）相当額を貸主に支払います。 (6)第16条によりソフトが返還され同条の支払い義務を完了した場合には、その金額を限度として貸主の選定により物件を相当の基準に従って貸主が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分にあつた一切の費用及び見込残存価値を差引いた金額を借主に返還します。借主は貸主が算定する物件の評価額、見込残存価値に対して何等異議を申立てません。

第24条（弁済の充当） この契約に基づく借主の前払、リース料、借主は適当と認められる順序及び方法により充当することができます。借主はその充当に対して異議を述べません。

第25条（反社会的勢力との関係排除等） (1)借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約します。 (1)自己又は自己の親戚、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないとき、その他自らに準ずる反社会的勢力（以下、これを総称して「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力と社会的に密着されるべき関係にあること、 (2)反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること、 (3)この契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものあり又はそのおそれがあること。 (2)借主及び連帯保証人は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持ってはならないものとします。

第26条（連帯保証人） (1)連帯保証人は、この契約（再リースを含む。）に基づき借主が貸主に対して負担する一切の債務を保証し、借主と連帯して債務を履行します。 (2)連帯保証人は、貸主からの都合により担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。 (3)連帯保証人は、貸主の書面による同意なく限り責任による権利を行使できません。

第27条（情報の利用・提供の同意等） (1)借主及び連帯保証人は、この書面に記載された客観的事実、並びに借主が保有する借主及び連帯保証人の取引に関する情報（但し、信用情報機関の情報は、月々の支払状況、残債額を除く）を貸主が認める提携会社に相互の業務上必要な範囲で提供し、利用することを同意するものとします。 (2)借主は、貸主が借主に対して貸付契約でこの契約に係る勧誘を行うことにより、予め承諾します。但し、借主から貸主に對し勧誘中止の意思表示があったときは、貸主は借主に対する勧誘を停止します。

第28条（特約条項） 上記の特約条項は、この契約と一体となりこれを補充し又は修正します。尚、同欄に記載無きものは効力を有しないものとします。

第29条（合意管轄） この契約に關する全ての紛争は、訴訟のいかんにかかわらず貸主の本件又は支社若しくは営業所の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とする。尚、借主、借主及び連帯保証人ともに合意します。

作成日 2015年 8月 27日

6731431

兵庫県加東市社
1491-1

藤本百男事務所 御中

(お問合わせ先)
リコーリース株式会社
〒530-0004
大阪市北区堂島浜2-2-28
堂島アクシスビル 12F
第三業務部
TEL 06-4799-4400



*** 337 A056263084-000
0018458 U231100001-140
103 0001774#0004878 0000014
0004886 A IBA016

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。
さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。
つきましては、ご契約内容をご照合の上、万一ご不審の点、行き違い等ありましたら担当課所に大至急ご一報願います。
今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

契約番号	A056263084-000
契約者名	藤本百男事務所
契約種類	リース
物件名	RICOH MP C2503 SPF
契約日	2015年 8月 24日
借受日	2015年 8月 24日
リース期間	2015年 9月 1日 ~ 2020年 8月 31日

お支払日	4日
お支払方法	自動振替
支払口座	金融機関名
	支店名
	口座種類
	口座番号

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料 (税込)】 1,036,800 円 (内消費税 76,800円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース(カ)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF、リコーリース」と記載される場合もあります。
尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)	お支払金額合計 (税込)	お支払後残高 (税込)
1	2015:10:4	16000	1280	17280	17280	1019520
2	2015:10:4	16000	1280	17280	17280	1002240
3	2015:11:4	16000	1280	17280	17280	984960
4	2015:12:4	16000	1280	17280	17280	967680
5	2016:1:4	16000	1280	17280	17280	950400
6	2016:2:4	16000	1280	17280	17280	933120
7	2016:3:4	16000	1280	17280	17280	915840
8	2016:4:4	16000	1280	17280	17280	898560
9	2016:5:4	16000	1280	17280	17280	881280
10	2016:6:4	16000	1280	17280	17280	864000
11	2016:7:4	16000	1280	17280	17280	846720
12	2016:8:4	16000	1280	17280	17280	829440
13	2016:9:4	16000	1280	17280	17280	812160
14	2016:10:4	16000	1280	17280	17280	794880
15	2016:11:4	16000	1280	17280	17280	777600
16	2016:12:4	16000	1280	17280	17280	760320
17	2017:1:4	16000	1280	17280	17280	743040
18	2017:2:4	16000	1280	17280	17280	725760
19	2017:3:4	16000	1280	17280	17280	708480
20	2017:4:4	16000	1280	17280	17280	691200
21	2017:5:4	16000	1280	17280	17280	673920
22	2017:6:4	16000	1280	17280	17280	656640
23	2017:7:4	16000	1280	17280	17280	639360
24	2017:8:4	16000	1280	17280	17280	622080

作成日 2015年 8月 27日

(2/2頁)

契約番号	A056263084-000
契約者名	藤本百男事務所
契約種類	リース

(お問い合わせ先)
リコーリース株式会社
第三業務部

TEL 06-4799-4400

								(金額単位:円)	
回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)		お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)		
25	2017:9:4	16000	1280	17280		17280	604800		
26	2017:10:4	16000	1280	17280		17280	587520		
27	2017:11:4	16000	1280	17280		17280	570240		
28	2017:12:4	16000	1280	17280		17280	552960		
29	2018:1:4	16000	1280	17280		17280	535680		
30	2018:2:4	16000	1280	17280		17280	518400		
31	2018:3:4	16000	1280	17280		17280	501120		
32	2018:4:4	16000	1280	17280		17280	483840		
33	2018:5:4	16000	1280	17280		17280	466560		
34	2018:6:4	16000	1280	17280		17280	449280		
35	2018:7:4	16000	1280	17280		17280	432000		
36	2018:8:4	16000	1280	17280		17280	414720		
37	2018:9:4	16000	1280	17280		17280	397440		
38	2018:10:4	16000	1280	17280		17280	380160		
39	2018:11:4	16000	1280	17280		17280	362880		
40	2018:12:4	16000	1280	17280		17280	345600		
41	2019:1:4	16000	1280	17280		17280	328320		
42	2019:2:4	16000	1280	17280		17280	311040		
43	2019:3:4	16000	1280	17280		17280	293760		
44	2019:4:4	16000	1280	17280		17280	276480		
45	2019:5:4	16000	1280	17280		17280	259200		
46	2019:6:4	16000	1280	17280		17280	241920		
47	2019:7:4	16000	1280	17280		17280	224640		
48	2019:8:4	16000	1280	17280		17280	207360		
49	2019:9:4	16000	1280	17280		17280	190080		
50	2019:10:4	16000	1280	17280		17280	172800		
51	2019:11:4	16000	1280	17280		17280	155520		
52	2019:12:4	16000	1280	17280		17280	138240		
53	2020:1:4	16000	1280	17280		17280	120960		
54	2020:2:4	16000	1280	17280		17280	103680		
55	2020:3:4	16000	1280	17280		17280	86400		
56	2020:4:4	16000	1280	17280		17280	69120		
57	2020:5:4	16000	1280	17280		17280	51840		
58	2020:6:4	16000	1280	17280		17280	34560		
59	2020:7:4	16000	1280	17280		17280	17280		
60	2020:8:4	16000	1280	17280		17280	0		

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費					
5	<table border="1"><tr><td>出金総額</td><td>¥6,127</td></tr><tr><td>充当額</td><td>¥6,127</td></tr></table>	出金総額	¥6,127	充当額	¥6,127	共通案分率 %
	出金総額	¥6,127				
充当額	¥6,127					
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	それ以外の案分 100%	案分の説明				
22 31-04-08 新聞 6,127		社会状況分析に必要な 資料と考え100%案分 とした				
		新聞購読料 産経・神 戸 H31年3月分				
		備 考				

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理番号	使途項目											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費											
6	<table border="1"> <tr> <td>出金総額</td> <td>¥4,012</td> </tr> <tr> <td>充当額</td> <td>¥4,012</td> </tr> </table>	出金総額	¥4,012	充当額	¥4,012	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>政務活動に必要な情報資料と考え100%案分とした</td> </tr> </table>	共通案分率	%	それ以外の案分	100%	案分の説明	政務活動に必要な情報資料と考え100%案分とした
	出金総額	¥4,012										
充当額	¥4,012											
共通案分率	%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明	政務活動に必要な情報資料と考え100%案分とした											
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	書籍購入 『災害と生きる日本人』『韓国で日本人は立派だった』『でっちあげの徴用工問題』 (株)丸善ジュンク堂書店三宮店										
		備考										

領収証番号：000018869
2019年04月11日 No. 18-000525572

領収証 藤本百男 様

金額 ¥4,012-
(内クレジットカード利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
(内現金扱い等計 ¥4,012(内消費税等 ¥297))

但し『災害と生きる日本人』『韓国で日本人の立派だった』『でっちあげの徴用工問題』
上記正に領収いたしました。
丸善ジュンク堂書店 三宮店
〒650-0021兵庫県神戸市中央区三宮町1-6-18 イツビル2~5F
電話078-392-1001

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

7	<table border="1"> <tr> <td>出金総額</td> <td>¥8,400</td> </tr> <tr> <td>充当額</td> <td>¥8,400</td> </tr> </table> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である</p>	出金総額	¥8,400	充当額	¥8,400	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>社会状況分析に必要な資料と考え100%案分とした</td> </tr> </table>	共通案分率	%	それ以外の案分	100%	案分の説明	社会状況分析に必要な資料と考え100%案分とした
	出金総額	¥8,400										
充当額	¥8,400											
共通案分率	%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明	社会状況分析に必要な資料と考え100%案分とした											
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>兵庫ジャーナル購読料 H31年1月～3月分</td> </tr> </table>	案分率	兵庫ジャーナル購読料 H31年1月～3月分								
案分率	兵庫ジャーナル購読料 H31年1月～3月分											

領収証

No.

2019年 4月 16日

藤本 百男 様

金額	¥ 8 4 0 0 -
----	-------------

但 購読料H31年1月～3月分

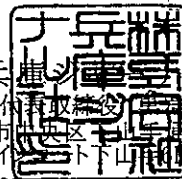
上記正に領収いたしました

内

消費税等 ¥622-

株式会社 兵庫ジャーナル社

〒650-0011 神戸市中央区
ファイブヒルズビル4F
TEL:078-333-7560 FAX:078-333-7563



兵庫ジャーナル社 代表取締役 藤本百男

平成30年10月22日

『明日への選択』誌 購読者 各位

全国研修会の「資料」販売のご案内

謹啓 常日頃より『明日への選択』をご愛読賜り、誠にありがとうございます。

このたび、先般開催された第30回全国研修会の「資料」を、『明日への選択』誌購読者の皆様に限って販売させていただくことになりました。全国研修会に参加できなかった方々にも、日頃のご愛読だけでは得られないより深い内容の講演や研修資料に是非とも触れていただきたく、ここにご案内申し上げる次第です。この機会にどうぞご利用下さいませ。皆様の今後益々のご健勝・ご活躍を心より祈念申し上げます、全国研修会「資料」のご案内とさせていただきます。

敬白

記

《全国研修会・資料目録》

代金 1万円 (税込み・送料込み)

☆ 講演DVD

- ・「世界を魅了する和食の真髄を語る」伏木亨・京都大学名誉教授 (90分)
- ・「明治維新百五十年を迎えて」岡田幹彦・センター主任研究員 (60分)

☆ 研修資料

- ・「明治維新百五十年を迎えて—西郷隆盛と明治維新」(岡田主任研究員) <A4判12頁>
- ・「これが今、問われねばならない課題だ」(小坂実研究部長) <A4判11頁>
- ・「大転換の時代だからこそ、憲法改正を」(岡田邦宏所長) <A4判10頁>
- ・「御代替わりの意義とわれらの覚悟」(伊藤哲夫代表) <A4判11頁>
- ・歴史研修のしおり〔下鴨神社～相国寺～黒谷・金戒光明寺〕 <A4判8頁>

☆ 書籍・ブックレット

- ・『もう一つの明治維新—現実を見つめ「事業」に生きた先駆者たち』(伊藤哲夫) <新書判208頁>
- ・『解説 即位の礼・大嘗祭—御代替わりの儀式とは何か』(編集部) <A5判63頁>
- ・『Q&A誰でもわかる「自衛隊明記」と憲法改正』(編集部) <A5判30頁>

日本政策研究センター

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-1-2 葛西ビル302

電話03-5211-5231 FAX03-5211-5225

(添付様式)

活動報告書

議員名	藤本百男
-----	------

活動名	日本政策研究センター第30回全国研修会資料代			
活動概要	<p>○開催期日 平成30年10月6日～8日</p> <p>○場 所 京都市内</p> <p>○内容 ・研修、講演、歴史研修等 ・出席できなかったために研修資料、DVD等の資料を購入（資料参加）</p> <p>○案分率100%</p>			
経費	項 目	政務活動費充当金額	領収書NO	内 容
	資料代金	10000円	4-8	研修資料、DVD等
	合 計	10000円		
備考				

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費											
9	<table border="1"> <tr><td>出金総額</td><td>¥8,012</td></tr> <tr><td>充当額</td><td>¥4,006</td></tr> </table> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である</p>	出金総額	¥8,012	充当額	¥4,006	<table border="1"> <tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr> <tr><td>それ以外の案分</td><td>%</td></tr> <tr><td>案分の説明</td><td></td></tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明	
	出金総額	¥8,012										
充当額	¥4,006											
共通案分率	50%											
それ以外の案分	%											
案分の説明												
		電話代 H31年3月分										

ご利用料金 領収証(兼請求書)

お客さま名: 藤本 百男 様

請求年月: 2019年 3月分

お支払期限: 2019年 4月 26日

お客さま番号: 2184846380

領収金額: 8,012 円

*金額を訂正したものは無効です。

お支払いの種目は「通信料」の欄より取り戻してください。

毎度ご利用いただきまして誠にありがとうございます。
裏面に記載のマイページよりお支払い方法をご登録ください。

お 知 ら せ

ご請求年月	2019年 3月分	ご請求額	8,012 円
料 金 内 訳		金 額 (円)	
<当月ご請求料金>			
◇e○光ネットホームタイプ		5178	
◇e○光電話		2510	
◇各種発行手数料		324	

契約の解除後に回線の回復を行った場合、1契約ごとに3,000円(税別)の解除回復事務手数料を申し受けることがあります。
支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、サービスのご利用が出来なくなることがあります。また、年14.5%の延滞利息が加算されることもあります。

領収日付印

株式会社 クリアパス

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE

株式会社 オプテージ

<現在のご契約先>

673-1431
 兵庫県加東市社1481
 藤本 百男 様

ご請求年月	2019年03月ご利用分
ご請求額 (うち消費税等相当額)	8,012円 (593円)
お支払期限日	2019年04月26日
お客さま番号	2184846380

ご請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
0057850070-1	◇eo光ネット1ギガ	5,178		
	基本料金(長割適用)		5,178	3月 1日- 3月31日
	◇eo光電話	2,510		
	eo光電話基本料		1,944	3月 1日- 3月31日
	インターネット・電話セット割引		-1,122	
	発信者番号表示サービス利用料		216	
	eo光多機能ルーター電話アダプター機能利用料		411	
	eo光電話通話料金		1,057	
	ユニバーサルサービス料(eo光電話)		4	
	◇各種発行手数料	324		
	料金収納手数料(3月送付分)		324	
	合計料金(A+B)	8,012		
	課税料金計(A)		8,012	
	うち消費税相当額(A×8/108)	(593)		
	非課税・免税料金計(B)		0	
	以下余白			

5%の表記がある場合は、旧税率が適用された税額となります。

673-1431
兵庫県加東市社1491-1

藤本百男事務所

御中

DK 第一電子株式会社

代表取締役 高取 宏行

お問合せ先 コールセンター TEL 0120-743-506
お振込み先

2019年 3月 1日 ~ 2019年 3月 31日 頁. 1

04月20日に御指定の口座より振替させていただきます。

日付	伝票No.	区分	品名・規格・備考	数量	単価	金額	消費税額	請求金額
3.27	00270054688	11	パフォーマンスチャージ	1 式	11,304	11,304	904 8%	12,208

前回御請求額	御入金高	差引残高	今回御買上高	消費税額	今回御請求高
24,203	24,203	0	11,304	904	12,208

※※ サービス料金明細 ※※

【ご契約情報】		日付	2019.03.27	伝票No.	27-0054688
ご使用場所:					
ご使用機種: MPC2503SPF					
機番: 649555					
モノカラーモード		今回 検針	2019.03.20	前回 検針	2019.02.20
フルカラーモード			52,487		50,522
フルカラープリントモード			19,687		19,398
			8,585		8,395
ご使用枚数					
					1,965
					99
					190
【ご請求内訳】					
パフォーマンスチャージ		枚数・金額		単価・率	金額
モノカラーモード					
	1- 2000	1,925		3.300	6,352
	40 枚 控除				
フルカラーモード					
	1- 1000	96		19.000	1,824
	3 枚 控除				
フルカラープリントモード					
	1- 1000	184		17.000	3,128
	6 枚 控除				
消費税			11,304	.080	904
合計 (税込み)					12,208



パフォーマンス契約書

締結日 2015年 8月 5日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住 所
〒673-1431 兵庫県加東市社1491-1

会 社 名
(氏名)
兵庫県議会議員
藤本百男事務所

(乙) 住 所 東京都中央区銀座八丁目13番1号
会 社 名 株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所
神戸市西区伊川谷町有瀬301番地

会 社 名
(氏名)
第一電子株式会社
代表取締役 高 取 宏

(印)

別表(1) 料金表

1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 3,800円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ)	1 ~	1,000カウント迄	19.0円
ロ)	1,001 ~	4,000カウント迄	16.0円
ハ)	4,001カウント以上		13.0円

2) モノカラー総出力

イ)	1 ~	2,000カウント迄	3.3円
ロ)	2,001 ~	5,000カウント迄	2.6円
ハ)	5,001カウント以上		2.4円

3) フルカラープリント

イ)	1 ~	1,000カウント迄	17.0円
ロ)	1,001 ~	4,000カウント迄	13.8円
ハ)	4,001カウント以上		12.7円

2. 「カウント料金の算出方法」

(1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎の各モードの料金の合計額となります。

各モードの料金は、次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

(2) カウント数の計算方法

① フルカラーコピーモード

フルカラーカウンターにより検針した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検針された数値を控除します。

なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から3%を控除します。

② モノカラーモード(モノカラー総出力)

モノカラーカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から2%を控除します。

③ フルカラープリントモード

フルカラープリントカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から3%を控除します。

(3) その他

① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

④ トナー料金

- 本契約によって乙がトナーを供給する場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。
- ⑤ その他
 パフォーマンス開始時において、カウント開始日（別表（2）の納入日）から所定のカウンター確認基準日までの期間が、1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

別表（2）機械/設置場所

機種名 MPC2503SP (3C72)		担当者名	
設置場所 藤本百男事務所		サービス実施会社	
初回納入日 年 月 日	カウンター確認基準日 1:10日 2:15日 ③:20日 4:末日	第一電子株式会社	
納入日 2015年 8月 5日	トナー込有無 有		
	リモートサービス有無 有・無		

《 社内使用欄（納品時追記） 》

機番
#649555

開始時 カウンター	フルカラートータル カウンター		1
	モノカラートータル カウンター		13
	フルカラープリント カウンター		0

＜ パフォーマンス契約条項 ＞

第1条 (定義)

本契約 (各特約を含む) に用いる用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。
- (2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めるとおりとします。
- (3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めるとおりとします。
- (4) 「乙の代理人」：乙を代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めるとおりとします。
- (5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。
- (6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービスをいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めるとおりとします。

第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の都度、乙が判断します。
 - (1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。
 - (2) 甲の要請があった場合の故障の修理。
 - (3) 「機械」の使用に必要な感光体の貸与および交換。
 - (4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。
2. 乙は、「パフォーマンス」実施の都度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。
3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所に技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供されるときは、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。
2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。
 - (1) 「機械」のカウンター数値の確認。
 - (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。
 - (3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。
3. 前2項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。
4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面に甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後は、通知書面に記載された者が、「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。
2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および調整費用は、甲の負担とします。

第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。
 - (1) 「機械」の使用者の故意、取扱い上の不注意または誤用による故障の修理。
 - (2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。
 - (3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。
 - (4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等 (以下、「回線等」といいます。) またはその周辺機器に起因した故障の修理。
 - (5) 「回線等」および周辺機器を通じたウイルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。
 - (6) 火災、天災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。
 - (7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。
 - (8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。
 - (9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。
2. 甲は、落雪、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記載したデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー込と記載された「機械」 (以下、「トナー込機」といいます。) に関して適用されます。
2. 乙は、トナーを「パフォーマンス」の一部として甲に供給するものとします。
3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。
4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に属するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のもを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみ、トナーを使用するものとします。
5. 本条2項の規定にも拘わらず甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買取等の義務を負いません。

第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙が推薦する用紙または乙が別途発行する「用紙搬送に関する標準仕様書」の範囲内にある用紙を使用するものとします。

第10条 (感光体等の取扱い)

乙が甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体を管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

第11条 (流用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」をして貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、廃棄、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。
2. 「機械」への「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンター数値の最終確認に異議なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

第14条 (消費税)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、特段の表示のない限り消費税等相当額は含まれず、甲は支払う料金額に賦課される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

第15条 (追加費用)

乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほかに、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。

- (1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。
- (2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。
- (3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。
 - ① 車庫等による走行距離が50kmを超える場合。
 - ② 有料道路等を經由しなければならない場合。
 - ③ 船舶または航空機等による移動を必要とする場合。
 - ④ 宿泊を要する場合。

第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。
 - (1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」 (以下、「基準額」といいます。) の8%相当額。
 - (2) 前号の期間経過後については、「基準額」の12%相当額。
2. 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急激な上昇その他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。
 - (1) 甲が、「機械」の廃棄、譲渡、返還を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。
 - (2) 火災、天災、その他の事由 (甲の責に帰すべき事由であるか否かを問わない) により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さないと乙が判断した場合。
2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面に通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。
 - (1) 「機械」の自然消耗度合いまたは老朽度合いが著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。
 - (2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。
 - (3) 前2号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

第19条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。
 - (1) 知得時に、すでに公知であった情報。
 - (2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。
 - (3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。
 - (4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。
 - (5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。
2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定める乙の義務と同様の義務を負わせるものとします。

第20条 (免責)

1. 乙は、天災地変、交通インフラの遮断等の不可抗力による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。
2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停滞、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の一にでも該当した場合は、甲は、期限の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものとし、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しないで、本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。
 - (2) 第8条、第9条、第10条、第11条に違反した場合。
 - (3) 前各号の他、本契約違反に関し30日の予告期間をもって書面で催告されたにも拘わらず、当該期間にかかる違反を是正しない場合。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、公示処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは

- 販売を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合。
 - (6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合。
 - (7) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合。
 - (8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
2. 乙が前項第3号から第8号の一にでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。
3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。
2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面に乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。
3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」として貸与された感光度、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持つてはならないものとします。
3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。
2. 本契約終了後も、第19条(秘密保持)、第20条(免責)、第21条(契約の譲渡禁止)、第22条3項(解除)、第27条(規定なき事項)、第28条(印紙税)および第29条(管轄裁判所)の規定は、なお効力を存続するものとします。

第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間に締結された「機械」の保守に関する契約(以下、「旧契約」といいます。)が存在している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて均等に負担するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

本契約に関わる訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【リモートサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合(無に○がついている場合)を除いて、適用されるものとします。

第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

- (1) カウンター自動検針サービス
本契約の「パフォーマンスチャージ」の締切日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス
- (2) 遠隔診断保守サービス
 - ① 故障時自動通報
「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でのどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス
 - ② 修理依頼通報
「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス
 - ③ リモート点検
「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス
 - ④ リモートファーム更新
インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス

第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。
2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機番情報、「機械」の障害に関する情報、カウンター情報、およびその直稼動に関する情報(以下、「甲の情報」といいます。)を乙が取得することに同意します。なお、「甲の情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙は、これらを取得してはならないものとします。
2. 乙、乙の関連会社および「乙の代理人」は、新製品の開発やサービスの充実、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

以上

【追加サービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス(以下、「本件サービス」といいます。

)の使用に関して以下のサポートを提供します。

- (1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。
- (2) 「本件サービス」にリビジョンアップ(バージョン番号の小数点以下の数字の変更で表す変更)が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

第3条 (追加料金)

別表(1)の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

【フルタイムサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス(以下、「フルタイムサービス」といいます。)を提供します。

なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。

- (1) サプライ(トナー・ペーパー)等の配送
- (2) 部品交換を伴う修理実施

第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡いたします。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	

11	出金総額	¥65,000	共通案分率	50%
	充当額	¥32,500		それ以外の案分
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である			案分の説明	
			事務所家賃	H31年5月分

領 収 証

No. _____

藤本百男 様

H31年4月22日

★ ¥65,000-

但 事務所家賃 R元年5月分と2

上記正に領収いたしました


内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



アーケードショップ賃貸借契約書

賃貸人  (以下、「甲」という) と賃借人

藤本百男 (以下、「乙」という) は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(物件)

第1条 甲は乙に対して、甲所有の下記表示の建物 アーケードショップ (以下、「本建物」という) A棟の1階の一室 108号室 (以下、「本物件」という) を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所 在 兵庫県加東郡社町社字北上門1491-1
アーケードショップ A棟 108号室 (別紙略図斜線部分)
構 造 鉄骨造メッキ鋼板葺き2階建
床面積 1階 約59.8平方メートル

(賃貸借期間)

第2条 本契約の賃貸借期間は、平成19年6月11日から平成21年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙いずれか一方より異議の申し出のないときは、本契約は、期間満了の翌日から満1年間更新され、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を事務所のみに使用するものとする。

(賃料)

第4条 賃料は、1カ月金5万円也とし、乙は毎月月末までに、翌月分の賃料を甲の指定する下記金融機関の口座に振り込むことにより支払う。又、本契約解約・解除時の一ヶ月未満の賃料は、日割り差し戻しはしないものとする。

甲(賃貸人)指定銀行口座
普通預金
口座名義



但し、賃料の振り込み手数料及び引き落とし費用は乙の負担とする。

(賃料の改定)

第5条 甲は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動等により、不相当となったときは予告書面による通知をもって賃料を改定できるものとする。

(敷金)

第6条 乙は、敷金として、金15万円也を本契約締結時に甲に預託する。

- ① 敷金には利息は付さず、敷引きとして金5万円也を甲は申し受ける。
- ② 甲は、乙が賃料の支払いを怠ったときその他本契約から生ずる乙の債務があるときは、これらを差し引いた残額を、乙が本物件を明け渡した後2ヶ月以内に返還する。
- ③ 乙は、本賃貸借期間中は、敷金をもって賃料に充当することができないものとする。

(禁止事項)

第7条 乙は、本契約に基づく賃借権を第三者に譲渡・売買または転貸してはならない。
又、乙は、本契約上の敷金返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

(解約)

第8条 本契約の期間中といえども、甲は3カ月前、乙は1カ月前の予告書面による通知をもって、本契約を解除することができ、乙は、敷金返還請求権を除くいかなる権利・金銭等を主張・請求できないものとする。又、本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然終了し、無条件解約するものとする。

- ① 本物件及び本建物が天変地変・風水害・火災等により破損・滅失し使用が不可能になったとき。
- ② 本物件及び本建物の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収容または使用され、契約を存続することができないとき。

(契約解除)

第9条 乙が、次の各号の一に該当するに至ったときは、甲は、何らの通知催告なしに、本契約を解除することができ、乙は、敷金返還請求権を除くいかなる権利・金銭等を主張・請求できないものとする。

- ① 賃料の支払いを3カ月分以上怠ったとき。
- ② 第7条に違反したとき。
- ③ 本物件使用にあたり、危険・不潔・その他近隣に迷惑を及ぼすおそれのある行為、その他本物件及び本建物の損害を与える行為をおこなったとき。
- ④ 乙の解散・組織変更・破産等及びその他これに類する事実があったとき、または、それにより契約を継続しがたい事態と甲が判断したとき。
- ⑤ 乙またはその使用人・関係者等が、暴力団と目される組織等に属し、またはこれに類する者、もしくは関係した者であることが判明したとき。
- ⑥ 暴力団事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき。
- ⑦ 公序良俗に反する行為を行ったとき、その他本契約に違反し甲乙間相互の信頼関係を著しく損なったとき。

(物件の管理及び物件内への立ち入り)

第10条 乙は、善良なる管理者の注意義務を持って本物件を管理しなければならない。
又、甲及びその使用人または甲の許可を受けた者は、本物件の保全・衛生・防犯・防火・救護その他管理上緊急の必要のあるときは、乙の承諾なしに本物件内に立ち入ることができるものとする。

(免責)

第11条 天災地変・風水害・火災等ならびに諸設備の故障により乙が蒙った損害、または他の賃借人の行為により蒙った損害、及びその他甲の責に帰すべきことができない事由（人災も含む）があるものについては、甲は、その責を負わないものとする。

(負担の分担)

第12条 甲は、本物件の公租公課、本建物の主体及び付帯設備の維持保全に必要な修理費を負担し、乙は、電気・ガス・水道・電話等の使用料、本物件内の壁・天井・床・窓等に関する修理費・清掃費を負担するものとする。

(書面による承諾)

第13条 乙は、本物件の模様替え・造作その他の工作をするときには、その詳細等を甲に図面等により説明し、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙またはその使用人及びその他関係者等の故意または過失により、本物件及び本建物が破損または滅失したときは、乙は、その損害を賠償する義務を負う。

(造作買取請求権の排除及び原状回復)

第15条 乙は、本契約が終了し本物件を甲に明け渡す場合は、甲の承諾を得てなした造作その他工作を含めて乙の所有または保管する構築物・物品等をすべて収去し、甲の立会いを求めて、本物件を返還するものとする。

(契約終了後の損害金)

第16条 乙が本契約終了後、本物件を明け渡さないときは、本契約終了の翌日から明け渡しに至るまで、賃料の2倍相当額の損害金を乙は甲に支払わなければならない。

(契約終了後の本物件内の構築物・物品等の撤去・処分)

第17条 甲は、本契約終了後に本物件内に残る構築物・物品・ゴミ等を、乙の承諾なしに撤去・処分できるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

(変更の届け出)

第18条 乙は、住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等の変更があったときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならないものとする。

(管轄の合意)

第19条 本契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意を持って協議するものとする。

以上、契約成立を証するために本契約書2通を作成し、甲乙は各署名押印の上、各その1通を所持する。

平成19年6月10日

甲(賃貸人)
(住所)
(氏名)


乙(賃借人)
(住所)
(氏名)

藤本百男

- 特約事項
- 1 甲は、乙に対し本契約成立後、本契約期間前の入室・使用を許可し、その期間中の賃料については請求しないこととする。
 - 2 乙は、契約成立後、本契約期間前であっても本物件使用に際し、本契約の全条項を遵守しなければならないこととする。
 - 3 平成19年6月分の賃料は3万円とする。

以上

賃料改定の覚書

賃貸人 甲  (以下、甲という) と賃借人 乙 藤本百男 (以下、乙という) は、平成19年6月10日付けアーケードショップ賃貸借契約書第4条 (賃料) に関して以下のとおり、改定することに合意した。

第1条 (改定の内容)

賃料 金65,000円 (月額)

と改定する。

第2条 (改定の期日)

平成26年1月1日より、第1条の賃料に改定する。よって、平成25年12月末日を期限とする1月分賃料支払いから上記金額が適用される。

第3条 (原契約との関係)

本覚書は、原契約書と一体をなすものとする。

以上、甲乙丙の間で賃料改定に関して合意した証として、本書を2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成25年12月14日

賃貸人 (甲) 住 所
氏 名

賃借人 (乙) 住 所
氏 名

藤本百男 

以上



KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

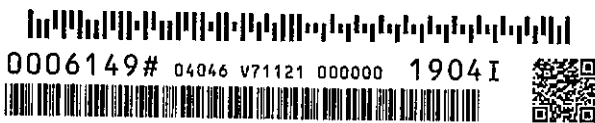


673-1431
兵庫県 加東市 社 1481

発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 5日

お知らせ INFORMATION

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
休止する時間帯がございます。詳細はホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の領収証の別送について
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日引き落とし
分の領収証は5月下旬以降にハガキで別送いたします。ご了承ください。



0006149# 04046 V71121 000000 1904I

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	16,465円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

サービス別ご利用料金	
au 電話料金 (内訳)	[REDACTED] ([REDACTED])
紙請求書発行手数料/その他料金	5,225円
	216円
※うち消費税等 (課税対象額は14,133円でした。)	1,129円
※au合計台数	3台

ご請求コード
CUSTOMER CODE 0271830103

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。
個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がございます。
封書をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

0271830103
5.4.1
1.3.10

お問い合わせ先	お客さまセンター	受付時間 9:00~20:00 (年中無休)
	◆au携帯電話から 局番なし 157 (無料)	◆一般電話から 0077-7-111 (無料)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 3月ご請求分 (2月利用分)

藤本 百男 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 3月25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0271830103
領収金額 AMOUNT RECEIVED	18,767円
うち消費税等 TAX	1,300円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 KDDIビル

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	[REDACTED]

料金内訳書

<凡例> *：税込または免税料金等、#：旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

藤本 百男 様

ご請求コード:0271830103 | 発行日:2019年 4月 5日

1頁

ご利用番号	5,225	
< 3月ご利用内訳 >	5,225	auお客様コード 23680306
▼プラン利用料	2,980	
スーパーカケホ (V)		3,200
2年契約+家族割		-1,500
LTE NET		300
データ定額ep (0.8GB)		980
▼オプション使用料	380	auスマホデビュープログラム
故障紛失サポート		380
▼通話料/スーパーカケホ (V)	1,476	
通話料		11,980
SMS (Cメール) 送信料		36
スーパーカケホ (V) 割引額		-9,320
2年契約+家族割/通話料		-1,220
▼ユニバーサルサービス料	2	対象家族間通話を全額割引します。
▼消費税等 (8%)	387	1番号当たり 2円のご請求となります。 8%消費税の課税対象額 4,838円

auご利用月数は2019年 4月で16年 3ヶ月目です。

[LTE・WiMAX2+等通信量] 1.37GB

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費	
15	出金総額 ¥100,000 ----- 充当額 ¥50,000	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	案分率
		備考 政務調査補助職員H3 1年4月給与

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

平成31年 4月分		氏名			(政務調査補助職員)			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月				0:00			0:00
2	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
3	水				0:00			0:00
4	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
5	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
6	土				0:00			0:00
7	日				0:00			0:00
8	月				0:00			0:00
9	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
10	水				0:00			0:00
11	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
12	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
13	土				0:00			0:00
14	日				0:00			0:00
15	月				0:00			0:00
16	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
17	水				0:00			0:00
18	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
19	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
20	土				0:00			0:00
21	日				0:00			0:00
22	月				0:00			0:00
23	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
24	水				0:00			0:00
25	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
26	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
27	土				0:00			0:00
28	日				0:00			0:00
29	月				0:00			0:00
30	火				0:00			0:00
計					(A) 60:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [時間 分] × 単価 [円]	=		円(B)
①' 月額の場合		=	支給額	100,000 円(B)
② 時間外勤務手当等		=	支給額	円(C)
③ 交通費		=	支給額	円(D)
④ 総支給額	(B)+(C)+(D)	=		100,000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [3500円](所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	96,500 円(F)
---------------------------------	---	-------------

金 96,500 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

平成31年 4月 26日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[100000円] × 案分率[50%]	=	50,000 円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額 [円] × 案分率 [%]	=	円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G)+(H)	=	50,000 円

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	

下記の条件で契約します

雇 用 期 間	平成19年6月11日から 平成20年3月31日 まで
雇 用 形 態	契約職員
就 業 場 所	加東市社1491-1 藤本百男議員事務所
仕 事 内 容	1. 政務活動に係る政策調査補助及び会計処理 2. 政務活動及び事務所運営等に係る法令遵守管理
勤 務 日 就 業 時 間 (休憩時間)	午後1時から 午後6時まで (火曜、木曜、金曜)
休 日	日曜日、祝祭日、年末及年始、お盆
給 与 (賃 金)	月額100,000円
給 与 支 給	毎月分を月末に支払い

上記契約期間満了2ヶ月前にいずれかから解約の申し入れがあった場合は本契約を解消する。但し、申し入れなき場合は自動的に継続するものとする。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成 19 年 5 月 31 日

雇 用 者 兵庫県議会議員 藤本百男 

被雇用者 

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	出金総額 ￥95,000 充当額 ￥47,500	共通案分率 50%
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考 事務所連絡職員H31 年4月給与

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

平成31年 4月分		氏名		(事務所連絡職員)				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
2	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
3	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
4	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
5	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
6	土				0:00			0:00
7	日				0:00			0:00
8	月	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
9	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
10	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
11	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
12	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
13	土				0:00			0:00
14	日				0:00			0:00
15	月	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
16	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
17	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
18	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
19	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
20	土				0:00			0:00
21	日				0:00			0:00
22	月	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
23	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
24	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
25	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
26	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
27	土				0:00			0:00
28	日				0:00			0:00
29	月				0:00			0:00
30	火				0:00			0:00
計					(A) 96:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [時間 分] × 単価 [円]	=	円(B)
①' 月額の場合	支給額	=	95,000 円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額	=	円(C)
③ 交通費	支給額	=	円(D)
④ 総支給額	(B)+(C)+(D)	=	95,000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [3400円](所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	91,600 円(F)
---------------------------------	---	-------------

金 91,600 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

平成31年 4月 26日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[95000円] × 案分率[50%]	=	47,500 円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額 [円] × 案分率 [%]	=	円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G)+(H)	=	47,500 円

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇 用 期 間	平成19年 6月 11日 から 平成20年 3月 31日 まで
雇 用 形 態	契約職員
就 業 場 所	加東市社1491-1 藤本百男議員事務所
仕 事 内 容	1. 政務活動に係る補助及び関係書類の作成 2. 後援会関係事務
勤 務 日 就 業 時 間 (休憩時間)	午前10時から午後5時まで(火、木、金) 曜日 午後2時から午後5時まで(月、水) 曜日 (休憩時間は正午から午後1時まで)
休 日	日曜日、祝祭日、年末及年始、お盆
給 与 (賃 金)	月額80,000円
給 与 支 給	毎月分を月末に支払い
<p>上記契約期間満了2ヶ月前にいずれかから解約の申し入れがあった場合は本契約を解消する。但し、申し入れなき場合は自動的に継続するものとする。</p> <p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">平成19年 6月11日</p> <p style="text-align: right;">雇 用 者 兵庫県議会議員 藤本百男 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 </p>	

平成26年1月給与より月額90,000円とする。
 平成26年1月20日変更追記
 平成31年1月給与より月額95,000円とする
 平成31年1月4日変更追記

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	出金総額 ￥55,000 充当額 ￥27,500	共通案分率 50%
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考 事務所連絡職員H31 年4月給与

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

平成31年 4月分

氏名

(事務所連絡職員)

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
2	火				0:00			0:00
3	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
4	木				0:00			0:00
5	金				0:00			0:00
6	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
7	日				0:00			0:00
8	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
9	火				0:00			0:00
10	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
11	木				0:00			0:00
12	金				0:00			0:00
13	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
14	日				0:00			0:00
15	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
16	火				0:00			0:00
17	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
18	木				0:00			0:00
19	金				0:00			0:00
20	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
21	日				0:00			0:00
22	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
23	火				0:00			0:00
24	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
25	木				0:00			0:00
26	金				0:00			0:00
27	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
28	日				0:00			0:00
29	月				0:00			0:00
30	火				0:00			0:00
計					(A) 56:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [時間 分] × 単価 [円]	=	円(B)
①' 月額の場合		支給額 =	55,000 円(B)
② 時間外勤務手当等		支給額 =	円(C)
③ 交通費		支給額 =	円(D)
④ 総支給額	(B)+(C)+(D)	=	55,000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 55,000 円(F)

金 55,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

平成31年 4月 26日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[55000円] × 案分率[50%]	=	27,500 円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額 [円] × 案分率 [%]	=	円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G)+(H)	=	27,500 円

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	

下記の条件で契約します

雇 用 期 間	平成20年 2月 1日 から 平成20年 3月 31日 まで
雇 用 形 態	契約職員
就 業 場 所	加東市社1491-1 藤本百男議員事務所
仕 事 内 容	1. 政務活動に係る補助及び関係書類の作成 2. 後援会関係事務
勤 務 日 就 業 時 間 (休憩時間)	午前10時から午後4時まで (月、水) 曜日 午前10時から午後3時まで (土) 曜日 (休憩時間は正午から午後1時まで)
休 日	日曜日、祝祭日、年末及年始、お盆
給 与 (賃 金)	月額40,000円
給 与 支 給	毎月分を月末に支払い

上記契約期間満了2ヶ月前にいずれかから解約の申し入れがあった場合は本契約を解消する。但し、申し入れなき場合は自動的に継続するものとする。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成20年 1月28日

雇 用 者 兵庫県議会議員 藤本百男

被雇用者

平成26年1月給与より月額50,000円とする。
 平成26年1月20日変更記録
 平成31年1月給与より月額55,000円とする。
 平成31年1月4日変更記録

TAX SUPERプラン契約書

ユーザー・オートリース使用欄 (占補記載不可)

契約番号	K170300611
契約期間	2017年3月15日~2020年3月14日
登録番号	神奈504 Y 4657
車台番号	

●太枠内をボールペンで強くお書き下さい。
 ●お申込みの際は、契約書面および裏面条項をよくお読みになり、内容をご理解いただいた上で、お申込者ご自身が署名捺印していただくよう、お願いします。
 なお、本契約はクーリングオフの適用はありません。

申込日 2017年 1月 5日

契約要目表

期間	(2) 契約月数	26 ヶ月
距離	(7) 契約走行距離	月間 1500 km

◆(月々のお支払額) (税込)

名義変更登録月の翌々月12日または27日から口座振替となります。
 リース会社からのお支払予定書をご確認下さい。
 ※新規のお客様は、初回のみ「2ヶ月分」引渡されます。

(4) どちらかを選択して下さい

お支払日	毎月 12日
初回※	72,300円
2回目以降※	72,300円
ボーナス月加算額	
ボーナス月(○印)	12月・1月

(3) リース料総額	258,510円 (税込)
------------	---------------

前払リース料		円 (税込)
--------	--	--------

※上記金額は、リース会社へ直接支払う分のみ。

◆(5) (残価額) (税抜)

残価方式	オープンエンド	クローズドエンド
契約残価額		円 (税抜)

◆(10) (リース料に含まれるもの)

車両代 (架装含む)	<input type="radio"/>	重量税 (初回・全期間)	<input checked="" type="radio"/>
自動車税	<input type="radio"/>	自賠責 (初回・全期間)	<input type="radio"/>
登録費用	<input checked="" type="radio"/>	自動車保険 (任意保険)	
取得税	<input type="radio"/>	メンテナンスサービス	

◆(12) (メンテナンス)

車検	定期点検
一般整備	パンク修理
オイル交換	消耗品交換
スケジュール点検	
タイヤ交換	
バッテリー交換	
代車	
その他	

私(申込人)は、本契約にあたり裏面記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の説明を受け、各条項を理解しました。
 また、「契約約款」についても説明を受け、各条項を理解しました。

お名前	フリガナ 藤本百男	性別	1. 男	生年月日	昭平 28年10月1日
ご住所	フリガナ	2. 女		電話	
		3. 法人		携帯電話	

私(連帯保証人)は、本契約にあたり裏面記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の説明を受け、各条項を理解しました。
 また、「契約約款」についても説明を受け、各条項を理解しました。

お名前	フリガナ	性別	1. 男	生年月日	昭平 年 月 日 才
ご住所	フリガナ	2. 女		電話	- -
		3. 法人		携帯電話	- -

◆(6) (損害金算出基準額)

基本額	円	月当り通減額	円
-----	---	--------	---

貸渡人 東京都品川区西五反田4-32-1
株式会社エース・オートリース
 代表取締役 中川 武彦

メーカー・車名	トヨタ ESQUIRE HV
グレード名	Xi
排気量	1800 CC
型式	DAA-ZWR20G
車体色	10-1LJ-ホワイト
初度登録 (中古車のみ)	年 月
走行距離 (中古車のみ)	km

- (1) 車両の明細
- ◆購入選択権付リース (満了時購入金額に金額記載がある場合)
 1. 契約期間満了の2ヶ月前までに、乙に対し購入選択権行使の申入れをすることにより、契約期間終了後に購入する権利を有します。
 2. 購入選択権を行使する場合、乙は、甲がその時点までに支払うべき全ての債務が完済されていることを条件に、甲に対し請求書を送送し、甲からの入金を確認した後、本件車両を甲に引き渡すものとします。
 3. 乙は、甲の乙に対する本契約上の債務が未履行の場合でも、当該金目を含めた請求書を送送し、甲より当該請求金額の入金が確認された場合は、本件車両を甲に引き渡すものとします。
 4. 乙は、甲より本件契約期間満了日の即日に本件車両の引き渡し要請があった場合、本契約上の甲の乙に対する未払債務がある場合には当該金目を含めた請求書の本契約期間満了日前に送付し、本契約期間満了日までに、甲が当該請求金額を支払った場合には、甲に対し、本件車両を本契約期間満了日に引き渡すものとします。
 5. 購入する場合には、名義変更に係わる書類発行手数料、リサイクル料金、未経過自動車税相当額を納入金額とは別にお支払いいただくこととなります。
 6. 納入金額は、満了時納入金額 (税込) の通りとします。
 7. 甲は、本契約に関する税務、会計上の処理を自らの判断と責任により行うものとし、乙は、その結果について一切の責任を負わないものとします。

満了時購入金額 (税込) 円

(販売店舗(丙))

兵庫県加東市 200-1
株式会社エース・オートリース
 代表取締役 中川 武彦

商品のお問合せ先

店舗印

担当者名

お支払予定書

発行日 2017年3月22日

藤本 百男

様

口座振替につきましては、初回のみ2ヶ月分のリース料金を振替いたします。

株式会社 エース・オートリース

毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
このたびはリース契約をご利用いただきましてありがとうございます。
お客様のお支払予定は下記のとおりとなっておりますのでお手元の控としてご利用ください。

〒 141-0031
東京都品川区西五反田
4丁目3番1号
東京日産西五反田ビル二号館4F
TEL 03-5487-8717 FAX 03-5434-5426

※口座番号の下3桁は個人情報保護のため「***」と表示しています。

ご契約内容	契約番号	契約日	満了日	商品名	登録番号	支払回数	支払金額	
	K170300611	2017/03/15	2020/03/14	エヌケイイ HYBRID 1.8L CVT 2WD Xi	神戸504そ4651	36	(税抜) 2,404,332	
							(満了時買取総支払額) (税抜)	
							前払金	0

支払回数	支払予定日	支払月額 A+B-C	A. 契約月額 リース料税抜	B. 消費税	C. 前払金	契約期間	備考
1	2017.05.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/03/15~2017/04/14	
2	2017.05.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/04/15~2017/05/14	
3	2017.06.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/05/15~2017/06/14	
4	2017.07.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/06/15~2017/07/14	
5	2017.08.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/07/15~2017/08/14	
6	2017.09.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/08/15~2017/09/14	
7	2017.10.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/09/15~2017/10/14	
8	2017.11.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/10/15~2017/11/14	
9	2017.12.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/11/15~2017/12/14	
10	2018.01.27	72,130	66,787	5,343	0	2017/12/15~2018/01/14	
11	2018.02.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/01/15~2018/02/14	
12	2018.03.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/02/15~2018/03/14	
13	2018.04.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/03/15~2018/04/14	
14	2018.05.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/04/15~2018/05/14	
15	2018.06.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/05/15~2018/06/14	
16	2018.07.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/06/15~2018/07/14	
17	2018.08.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/07/15~2018/08/14	
18	2018.09.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/08/15~2018/09/14	
19	2018.10.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/09/15~2018/10/14	
20	2018.11.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/10/15~2018/11/14	
21	2018.12.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/11/15~2018/12/14	
22	2019.01.27	72,130	66,787	5,343	0	2018/12/15~2019/01/14	
23	2019.02.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/01/15~2019/02/14	
24	2019.03.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/02/15~2019/03/14	
25	2019.04.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/03/15~2019/04/14	
26	2019.05.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/04/15~2019/05/14	
27	2019.06.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/05/15~2019/06/14	
28	2019.07.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/06/15~2019/07/14	
29	2019.08.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/07/15~2019/08/14	
30	2019.09.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/08/15~2019/09/14	
31	2019.10.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/09/15~2019/10/14	
32	2019.11.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/10/15~2019/11/14	
33	2019.12.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/11/15~2019/12/14	
34	2020.01.27	72,130	66,787	5,343	0	2019/12/15~2020/01/14	
35	2020.02.27	72,130	66,787	5,343	0	2020/01/15~2020/02/14	
36	2020.03.27	72,130	66,787	5,343	0	2020/02/15~2020/03/14	

万一口座振替が出来なかった場合には、別途送付されますご案内をご確認ください。

※振替日が金融機関の休日に該当する場合は翌営業日となります。なお預金口座へのご入金の前営業日迄にお願い致します。

預金口座振替は委託会社の三菱UFJファクター株式会社(略称:DF)が行います。

表記された消費税額は、契約開始時点及び契約期間中に見込まれる消費税率により計算された金額です。

契約期間中に税率の変更があった場合には、その時点以降のお支払額は新税率にて計算された金額となります。

673-1431 郵便区内特別
兵庫県 加東市 社 1481

藤本 様
(W601)345958 01/01-345958-345958#



ご利用カード	イオンカード
今のご請求金額	56,187円
お支払い日	2019年5月7日(火)
ご指定口座	金融機関 口座番号

ご指定口座へのご準備は4月26日(金)までをお願いいたします。
個人情報保護のためご指定口座を一部非表示とさせていただきます。

前回からの繰越ポイント	
今回の獲得ポイント(毎月26日頃付与)	
現在の有効ポイント	
内20年03月 末日有効期限のポイント	
内21年03月 末日有効期限のポイント	

・今回、対象商品購入分について、50ポイント進呈させて頂きました。
・ときめきポイントのご応募は、1,000ポイント以上からとなります。
・4月21日～25日は更新期間により、ポイント照会・交換申請は、26日頃よりご利用いただけます。(交換商品のお届けは、約3～4週間程いただいております)

お問合せコード	0104-82028-611	お問合せの際 お伝えください
テレホンアンサー (24時間自動音声応答) ※カードをご用意ください	0120-223-212 (携帯からは)0570-064-750	ご利用残高・可能額 ときめきポイントの 応募・暗証番号照会
ナビダイヤル(コールセンター) (9:00～18:00)	0570-07-1090	ご連絡は名義人さま よりお願い致します
ときめきポイント応募・住所 口座変更・リボ変更・暗証番号 各種申込などは右記HPへ	暮らしのマネーサイト 検索	※イオンスクエアメンバーへの登録(無料)が必要です。
イオンスクエアメンバー仮ID	#NA6hLaE	

お知らせ 毎月15日G.G感謝デー対象です(55歳以上会員さま)
・カード紛失・盗難連絡は専用ダイヤル0570-079-110へご連絡ください。
・間違い電話が増えています。お問合せの際はお掛け間違いのないようご注意ください。

イオンスクエアメンバー仮IDについて詳しくは暮らしのマネーサイトををご覧ください

カード決済登録いただいている公共料金、保険の明細

種別	ご契約先(表示は1社までとなります)	ご利用料金
電気料金	*****	*****
ガス料金	*****	*****
固定電話	ケイ・オプティコム サービス	7399
携帯電話	au電話利用料	7423

※計納代わりにご利用ください。ご利用料金はご利用明細に含まれております。

ご契約内容	ご利用可能枠	4月10日現在に対する お支払後利用可能額(※1)
総利用可能枠	900,000	900,000
ショッピング枠	900,000	900,000
内、割賦枠	900,000	900,000
(リボ、分割、2回、ボーナス払い)	900,000	900,000
キャッシング枠	500,000	500,000
ショッピングリボ実質年率	15.0%	キャッシング実質年率 18.0%
ショッピングリボお支払コース	Aコース	海外ショッピング支払方法 1回

ご利用明細 ※1) 当行カードを複数枚保有の方はその他カードのご利用残高も加味しています。11日以降本明細書作成前日までのご入金もご利用可能額に含まれています。

ご利用日	利用者区分	ご利用先	支払方法	ご利用金額	備考
9/28	本人	au電話利用料	1回	7423	19年02月ご利用分 〇(5-3)

673-1431
兵庫県 加東市 社 1481
藤本 百男 様

お知らせ INFORMATION

●お引越しなどでご住所変更となったお客様へ
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、
ご住所変更となった際には、お早めにご住所変更のお手続きを
お願いいたします。お手続きは以下URL、または
「au住所変更」で検索をお願いいたします。
<URL><http://cus.au.com/a029>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 2月
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	7,423円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0308264084

サービス別ご利用料金	
au 電話料金 (内訳)	7,022円 7,022円
※うち消費税等 (課税対象額は6,502円でした。)	520円

(注1)
ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の
通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払
期日までにコンビニエンスストア等でお支払いいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先	お客さまセンター	受付時間 9:00~20:00 (年中無休)
	◆au携帯電話から 局番なし 157 (無料)	◆一般電話から 0077-7-111 (無料)

料金内訳書

<凡例> 税込または免税料金等：「*」, 旧税率計算対象料金：「#」 KDDI株式会社

藤本 百男 様

ご請求コード： 0308264084 | 発行日： 2019年 3月 3日 1頁

● au 電話料金

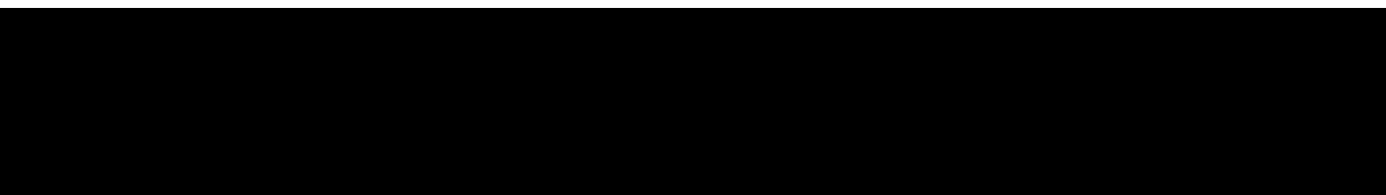
● 合計

7,022円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	7,022		
< 2月ご利用内訳 >	7,022		auお客様コード 34453512
▼プラン利用料	6,000		
LTEフラット for Tab (i)		6,700	
2年契約		-1,000	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	500		
テザリングオプション		500	
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。
▼消費税等 (8%)	520		8%消費税の課税対象額 6,502円

auご利用月数は2019年 3月で 6年 1ヶ月目です。

【LTE・WiMAX2+等通信量】 0.01GB



・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	出金総額	¥2,080
	充当額	¥2,080
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		共通案分率
6 01-05-10 クレジット 19,190 ミツイスイトモカード		それ以外の案分 100%
		案分の説明 活動報告書の記載内容により100%案分とした
		案分率
		備考
		ETC利用 H31年3月分(3/12,3/27)利用分

ご利用代金明細書

2019年4月25日発行 001VR7C000481

673-1431

兵庫県加東市社 1481

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
 過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

藤本 百男 様

三井住友カード株式会社
 大阪府中央区今橋4丁目 5-15
 登録番号 近畿財務局長(12) 第00209号

08137-6461-9330-21080 6070534#



お問い合わせ先 9:00~17:00 年中無休(12/30~1/3を除く)
 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

ナビダイヤル 0570-004-980(06-6445-3501)
 ※ナビダイヤルは大阪に着信し、通話料はお客様負担となります。
 カード紛失盗難/24時間年中無休 0120-919-456(06-6445-3530)
 ホームページ <http://www.smbc-card.com>

明細書枚数 2枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA		
総利用枠	90万円		
カード利用枠	90万円		
内リボ払い	80万円		
内分割・2回・ボーナス	80万円		

リボ払いと分割払いは上記に表示の利用枠内でご利用いただけますが、ご利用金額の上限は合算で 80万円です。

2019年5月10日(金)

金融機関
 支店
 科目
 口座番号

19,190 円

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

カード名称
 会員番号
 加入・切替日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示していません。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことに協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
 また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
- ◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	摘要	備考
19 312 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	(5-6) 520	1	1	520 自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
19 312 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520 自新神戸箕谷 至榊若出 普通車	◎

ご利用明細のご説明

<ご利用日> 前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
 <支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

裏面もご覧ください

ご本人様確認にご協力ください。

第三者によるカードの不正使用防止のため、店頭で「ご本人様のご利用であること」を電話で確認させていただく場合がございます。

加盟店の電話で弊社オペレーターの簡単な質問にお答えいただきます。迅速な対応を心がけておりますが店頭で少しお待ちいただくこととなります。カード利用時にご不便をおかけいたしますが何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

※弊社オペレーターがお客様の暗証番号をお尋ねすることはございません。
暗証番号は大切な番号です。
尋ねられてもお答えにならないようお願いいたします。

070534#

明細書枚数 2 枚中 2 枚目

藤本 百男 様

ご利用代金明細書

2019年4月25日発行 001VR7C000481

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋4丁目 5-15
登録番号 近畿財務局長(12) 第00209号



お問い合わせ先 9:00~17:00 年中無休(12/30~1/3を除く)
お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

ナビダイヤル 0570-004-980(06-6445-3501)
※ナビダイヤルは大阪に着信し、通話料はお客様負担となります。
カード紛失盗難/24時間年中無休 0120-919-456(06-6445-3530)
ホームページ <http://www.smbc-card.com>

カード名称

会員番号

加入・切替日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しておりません。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	摘要	備考
19 3 27	ETC 阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520 自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
19 3 27	ETC 阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520 自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

19190

ご利用明細のご説明

<ご利用日> 前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものととなります。

<支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

インターネットサービス「Vpass(ブイパス)」

ご利用明細の照会やカードに関するお手続きがいつでもどこでも無料でできるインターネットサービスです。

(主なサービス)

- お支払い金額・ご利用明細・ご利用可能額の照会
- 「カードご利用代金WEB明細書サービス」のお申し込み
- リボ払い・分割払い・キャッシングのお申し込み

<http://vpass.jp/>

pass



「Vpassアプリ」

インターネットサービス「Vpass」をより簡単・便利にご利用いただける無料のスマートフォンアプリです。

- オートログイン機能で簡単ログイン。4桁のパスワードなども設定できます。
- 目的のメニューへスムーズにアクセスできます。
- アプリ背景色は全部で5色。お好きな色を選べます。

<http://vpass.jp/vapp/>



活動報告書（登庁調査分）

議員名	藤本百男
-----	------

平成31年3月分

日付	整理番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
3/12	5-6	政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
3/27	〃	政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
計			2,080	新神戸トンネル 通行料金

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

使 途 項 目

整理
番号

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

7

出金総額 ¥3,000

充当額 ¥3,000

下記明細は兵庫県議会議員

藤本百男 宛である

共通案分率

それ以外の案分 100%

案分の説明

活動報告書の記載内容により100%案分とした

案分率

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-05-12		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*3,000	料金 *0
<p>振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)</p>		
入金額	*3,000	
おつり	*0	
<p>"あんしん" & "べんり" な スマホ決済アプリ ゆうちょPay</p>		

『明日への選択』地方議員ネットワーク 年会費 (R元年6月～R2年5月)

備
考

印紙税申告納付につき翅町税務署承認済

活動報告書

[Empty box]

議員名	藤本百男
-----	------

活動名	『明日への選択』地方議員ネットワーク年会費（令和元年度分）			
活動概要	○活動内容 日本再生、地域再生に取り組むシンクタンクである日本政策研究センターの発信する情報や研修会などへの参加を通じて、国や地方の政策課題課題を研究するとともに地方議員同士の交流や資質向上を図ることを目的としている。 ○案分率 100%政務活動である。			
経費	項目	政務活動費充当金額	領収書NO	内容
	年会費	3,000円	5-7	R元年6月～R2年5月分
		合計	3,000円	
備考				

『明日への選択』地方議員ネットワーク
「継続(更新)のお願い」

謹啓

時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。平素より『明日への選択』地方議員ネットワークに格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて昨年、『明日への選択』地方議員ネットワークの年会費を賜りましてより早一年が経ちました。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮でございますが、今後も引き続き『明日への選択』地方議員ネットワークの会員としてご支援・ご協力を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

当ネットワークと致しましては、日本再生、地域再生の戦いはいよいよこれからが本番であり、国を愛し、国政をも正す志高き地方議員の結集を目指し、なお一層全力を傾けてまいる所存でございます。

誠に勝手ではございますが、「継続」を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年会費(3000円)をご入金下さいますようお願い申し上げます。ご多用のところ誠に恐れ入りますが、ご支援のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台の益々のご健勝とご活躍を心より祈念申し上げます、お願いとさせていただきます。

四月三十日

敬白

『明日への選択』地方議員ネットワーク

藤本 百男 様

『明日への選択』地方議員ネットワーク 事務局

《住所》東京都千代田区飯田橋二ノ一ノ二 葛西ビル三〇二

日本政策研究センター内(〒102-0072)

《電話》03(5211)5231

《FAX》03(5211)5225

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

8

出金総額 ¥7,000
充当額 ¥7,000

下記明細は兵庫県議会議員
藤本百男 宛である

共通案分率
それ以外の案分 100%
案分の説明
社会状況分析に必要な
資料と考え100%案分
とした

案
分
率

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-05-12		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*7,000	料金 *0
振替受付票 払込みの証拠と なるものですか ら大切に保存し て下さい。 料金には、消費 税等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,000	
おつり	*3,000	
"あんしん" & "べんり" な スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay		

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

備
考

『明日への選択』年間購
読料 (令和元年6月号
~令和2年5月号))

〒673-1411
加東市社1481

藤本 百男 様

K SN 6

『明日への選択』年間購読 更新のお願い

謹啓 時下益々ご清祥の御事とお慶び申し上げます。常日頃より月刊『明日への選択』誌をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

さて、貴方様にご購読いただいてまいりました『明日への選択』のご契約期間が、令和元年5月をもって満了でございます。一年間、誠にありがとうございました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、今後も引き続きこれまで同様、『明日への選択』を定期購読賜りますよう心よりお願い申し上げます。当センターと致しましては、今後ともなお一層誌面の充実に努力いたす所存でございます。何卒ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご継続を賜ります場合は、お手数でも同封の郵便振替用紙にて年間購読料（7,000円）をご入金下さいますようお願い申し上げます。また、もし都合によりご継続いただけない場合は、その旨をハガキもしくはファックスにて下記連絡先までご一報願えればありがたく存じます。

末筆ながら、藤本様の一層のご健勝を祈念申し上げ、ご継続のお願いとさせていただきます。

敬白

平成31年4月30日

《お振込み先・お問合せ先》

日本政策研究センター TEL 03-5211-5231 FAX 03-5211-5225

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-1-2 葛西ビル302

郵便振替
銀行口座

「維持会員」募集中！！

維持会員(年会費2万円よりご随意。『明日への選択』年間購読料を含む)には、『明日への選択』『ネットワークニュース』に加え、FAXでも各種情報をお届けいたします(不定期)。今回のご継続の機会に、維持会員のご検討を賜れば大変ありがたく存じます。(分割でのご入金も可能です)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

使 途 項 目

整理
番号

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

9

出金総額 ¥4,800

充当額 ¥4,800

下記明細は兵庫県議会議員

藤本百男 宛である

共通案分率

それ以外の案分 100%

案分の説明

社会状況分析に必要な資料と考え100%案分とした

案分率

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-05-12		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*4,800	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*5,000	
おつり	*200	
“あんしん” & “べんり” な スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay		

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

備
考

『日本』年間購読料 (H31年4月~R2年3月)

継続御購読のお願い

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

毎々『日本』をご愛読下さいまして誠に有難く厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして『日本』は昭和26年の創刊以来、日本の心と伝統を語り続けて六十年になります。これもひとへに皆様方の温かいご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

今後とも誌面の充実に努力して、読者のご期待におこたへする所存でございますので、引き続きご愛読下さいます様お願い申し上げます。

なほ、尊台様のご購読期間は 3 月号をもって満了致しましたので、下記により、継続購読のお手続きを頂ければ幸甚に存じます。

末筆ながら一層のご健勝をお祈り申し上げます。 敬白

記

(ご購読継続の手続き)

- 購読料は同封「郵便払込取扱票」にて郵便局からお払ひ込み下さい。その際、購読料の種別及び購読期間をご記入下さいます様願ひします。
- ご都合で購読頂けない場合は、恐れ入りますが葉書またはFAXで、下記の『日本』編集委員会宛ご連絡下さい。
連絡先：〒166-0002 東京都杉並区高円寺北1-12-19
財団法人 日本学協会『日本』編集部
(FAX: 03-3385-0970)
- なほ、既に継続の手続きをお済みの場合は、本状は行違ひですので、悪しからずご容赦下さいますやう願ひ致します。

以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	出金総額 ￥13,071 ――― 充当額 ￥6,535 ―――	共通案分率 50%
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である 01-05-20 振替 13,071 円(千円未満)	それ以外の案分 案分の説明 案分率
		備考 コピー代 H31年4月分

御 請 求 書

673-1431
兵庫県加東市社1491-1

DK 第一電子株式

代表取締役 高取 宏

藤本百男事務所

御中

お問合せ先 コールセンター TEL 0120-743-506
お振込み先

2019年 4月 1日 ~ 2019年 4月 30日 頁. 1

5月20日に御指定の口座より振替させていただきます。

日付	伝票No.	区分	品名・規格・備考	数量	単価	金額	消費税額	請求金額
4.30	00270055662	11	パフォーマンスチャージ	1 式	12,103	12,103	968 8%	13,071

前回御請求額	御入金高	差引残高	今回御買上高	消費税額	今回御請求高
12,208	12,208	0	12,103	968	13,071

※※ サービス料金明細 ※※

*** 【ご契約情報】 ***		日付 2019.04.30	伝票No. 2700-0055662	
ご使用場所:				
ご使用機種: MPC2503SPF				
機番: 649555				
モノカラーモード	今回 検針	前回 検針	ご使用枚数	
	2019.04.20	2019.03.20		
フルカラーモード	55,866	52,487	3,379	
フルカラープリントモード	19,811	19,687	38	
	8,671	8,585	86	
*** 【ご請求内訳】 ***				
パフォーマンスチャージ	枚数・金額	単価・率	金額	
モノカラーモード				
1- 2000	2,000	3.300	6,600	
2001- 5000	1,311	2.600	3,408	
68枚 控除				
フルカラーモード				
1- 1000	36	19.000	684	
2枚 控除				
フルカラープリントモード				
1- 1000	83	17.000	1,411	
3枚 控除				
消費税	12,103	.080	968	
合計 (税込み)			13,071	

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費 ・ 研修費 ・ 会議費 ・ 広報広聴費 ・ 要請陳情等活動費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

11

出金総額 ¥3,150

充当額 ¥3,150

下記明細は兵庫県議会議員

藤本百男 宛である

共通案分率

それ以外の案分 100%

案分の説明

活動報告書の記載内容により100%案分とした

案分率

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-05-24		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*3,000	料金 *150
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*3,150	
おつり	*0	
"あんしん" & "べんり" な スマホ決済アプリ ゆうちょPay		

印紙税申告納付につき趣向
税務署承認済

備
考

日本人権教育研究学会
年会費(H31年1月～R
元年12月)

(添付様式7)

活動報告書

議員名	藤本百男
-----	------

活動名	日本人権教育研究学会令和元年度会費			
活動概要	○活動内容 研究誌『人権教育研究』（第18巻）の刊行 研究発表大会の開催 研究発表大会への参加等 8月9日（金） 姫路大学開催予定。 ○案分率100%			
経費	項目	政務活動費充当金額	領収書NO	内容
	年会費	3150円	5-11	令和元年度会費3,000円の H31年1~12月)
	合計	3,150円		
備考				

以下の通り、年度初めのご連絡を致しますので、ご確認をお願いします。

I 学会事業報告と今年の予定

1. 2018年学会事業 第19回研究大会の開催 『人権教育研究』第18巻の刊行
2. 2019年事業計画 第20回研究大会:2019年8月9日(金) 於:姫路大学
『人権教育研究』第19巻の刊行

II 第20回研究大会発表者募集について(5月25日締切)

研究発表希望者は「氏名」「住所」「電話」「E-Mailアドレス」「所属」「発表題目」「プロジェクト使用の有無」の7点をご記入いただき、事務局 [redacted] まで、お申し込み下さい。

III 第1回学会賞募集について(6月30日締切)

本年より、人権教育に関する研究において、特に優れた研究業績(著書)に対し学会賞を、優れた研究業績(「人権教育研究」掲載論文)に対し奨励賞を設けます。つきましては、同封の「日本人権教育研究学会賞に関する規定」をご確認ください。

IV 学会費納入のお願い

1. 2019年分までの学会費 3000 円ご請求申し上げます。

ご確認の上、同封の振込用紙でご送金ください。

2. 3ヶ年を越えて会費滞納の皆様(請求金額が12000円以上の皆様)

本年5月末日までに、会員継続の意思表示をお願いします。会員継続を希望される場合は、事務局 [redacted] までご連絡いただき、会費の納入をお願いいたします。ご連絡のない場合は継続の意思がないものと理解し、退会処理を行います。学会運営へのご協力をお願い致します。

3. データの整備にご協力ください。

住所及び勤務先に間違い・変更のある方は、振込用紙の通信欄にその旨を明記して下さい。現在、事務局に登録されていますデータは、以下の通りです。空欄はデータがないことを意味します。

郵便番号 [redacted]

住 所 [redacted]

電話番号 [redacted]

勤 務 先 [redacted]

日本人権教育研究学会賞に関する規定

第1章 総則

第1条 (目的)

本規定は、日本人権教育研究学会が「学会賞」ならびに「奨励賞」を設けることにより、会員の優れた研究業績への顕彰を図り、もって会員の学術研究活動を一層促進することを目的とする。

第2条 (定義)

本規定において、「学会賞」ならびに「奨励賞」は次の各号に定める賞をいう。

- (1) 学会賞 人権教育に関する研究において、特に優れた研究業績（著書）に対し授与する賞
- (2) 奨励賞 人権教育に関する研究において、特に優れた研究業績（論文）に対し授与する賞

第3条 (選考対象)

- (1) 学会賞 会員がこれまでに公表した著書を選考対象とする。
- (2) 奨励賞 会員が投稿し掲載された『人権教育研究』最新号のすべての論文を選考対象とする。

第2章 「学会賞」の申請又は推薦

第4条 (申請又は推薦)

会員は、自己又は他の会員の研究業績を「学会賞」の候補として、申請又は推薦することができる。

2 前項に定める申請又は推薦は、当該年の6月30日までに、「学会賞」の候補であることを明記した文書および書籍を事務局あてに提出することにより行う。文書は以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 申請人の氏名および所属機関
- (2) 推薦人の氏名および所属機関、推薦された者の氏名および所属機関
- (3) 申請理由または推薦理由

第3章 「学会賞」「奨励賞」の選考および決定

第5条 (選考委員による受賞候補者の選定)

前条の学会賞・奨励賞の候補者となった研究業績の選考を公正に行うために、選考委員（複人数＝2～3名程度）を理事会が選任する。

2 選考委員の代表者は、その選考結果を理事会に報告しなければならない。

第6条 (理事会による受賞者の決定)

理事会は選考委員の選考結果に基づいて、学会賞・奨励賞の受賞者を決定する。

2 理事会は、決定した受賞者にその旨を通知する。

第4章 表彰

第7条 (表彰)

学会賞・奨励賞の受賞者には、賞状及び副賞を贈呈し表彰する。

第5章 改正

第8条

本規定の改正は、理事会の決定による。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

13

出金総額 ¥2,916

充当額 ¥2,916

下記明細は兵庫県議会議員

藤本百男 宛である

共通案分率

それ以外の案分 100%

案分の説明

政務活動に必要な情報資料と考え100%案分とした

案分率

書籍購入『昭和天皇の苦闘』『グローバリズムを越えて自立する日本』『フーバー大統領が明かす日米戦争の真実』 ジュンク堂書店三宮店

領 収 証 No. 397039

藤本百男 様

2019年 5月 5日

金額 7,916

但しH6千円未満の額、グローバリズムを越えて自立する日本、フーバー大統領が明かす日米戦争の真実、上記の通り領収致しました。

現金
クレジットカード
その他

取扱店舗

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-6-18
ジュンク堂書店三宮店
TEL:078-392-1001 FAX:078-392-1022

株式会社 丸善ジュンク堂書店

※金額を訂正したもの、及び社印のないものは無効です

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
14	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>出金総額 ￥1,737 充当額 ￥1,737</p> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である</p>	<p>共通案分率 それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 政務活動に必要な情報 資料と考え100%案分 とした</p> <p>書籍購入『Hanada 7 月号』『Will 7月号』丸 善兵庫教育大学売店</p> <p>案分率 備考</p>

0000-7513

2019年 5月24日金曜日

領 収 証

藤本百男 様

¥1,737-

(消費税 ¥128)

Hanada 7月号
Will 7月号



但し、
 丸善兵庫教育大学売店
 兵庫県加東市下久米942-1
 *保管上のお願

TEL:0795-44-1152

担当者

領収証No 0350

財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費									
15	<table border="1"> <tr> <td>出金総額</td> <td>¥65,000</td> </tr> <tr> <td>充当額</td> <td>¥32,500</td> </tr> </table>	出金総額	¥65,000	充当額	¥32,500	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 案分の説明</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分 案分の説明	
	出金総額	¥65,000								
充当額	¥32,500									
共通案分率	50%									
それ以外の案分 案分の説明										
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		事務所家賃 R元年6月分								

領 収 証

No. _____


藤本百男 様 R元年5月24日

★ ¥65,000-

但 事務所家賃 R元年6月分と以

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	



コクヨ ウケ-78

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費	研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
16	出金総額 ￥1,500 充当額 ￥1,500	共通案分率 それ以外の案分 100%
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	案分の説明 活動報告書の記載内容により100%案分とした
		案分率
		備 考
		やしろ歴史民俗研究会 元年度会費
領 収 証		
藤本 百男 様		
¥ 1, 500—		
但し 元年度会費として		
令和元年5月25日		
やしろ歴史民俗研究会		

(添付様式7)

活動報告書

議員名	藤本百男
-----	------

活動名	やしろ歴史民俗研究会年会費			
活動概要	○活動内容 研修会（年5, 6回）、移動研修（年2回）等の開催、研究誌の発行等を通して、郷土史、歴史民俗に関する研究を行っている。 5月25日（土） 総会・第1回研修会（講師：芹生 強氏） 6月29日（日） 第2回研修会（講師：林 茂代氏） ○案分率100%			
経費	項目	政務活動費充当金額	領収書NO	内容
	年会費	1,500円	5-16	令和元年度年会費
		合計	1,500円	
備考				

やしろ歴史民俗研究会会則

一部改正 平成 7年10月 4日
平成 9年 4月20日
平成20年 5月17日
平成23年 5月14日

(名称)

第1条 本会は、やしろ歴史民俗研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、社の歴史と生活文化及び民俗などの調査研究を行い、会員相互の学習を深め、併せて親睦を図るとともに地域社会に貢献するものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建造物、彫刻その他有形の文化の調査研究
- (2) 風俗習慣、民俗芸能など無形の文化の調査研究
- (3) 各地の歴史、生活文化などの調査研究
- (4) 会員相互の親睦に関する事
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者及びこれに準ずる者（学生等）をもって会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名	副会長	2名	会 計	1名
運営委員	若干名	監 事	2名		

(選出及び任期)

第7条 本会の役員を選出及び任期は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び会計は運営委員の互選により選出する。

- (2) 運営委員並びに監事は、会員の中から選出する。
- (3) 役員の任期は2年とし、補欠のときは、前任者の残任期間とする。

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 運営委員は、本会の計画・執行にあたる。
- (5) 監事は、会務を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集し、会議の議長となる。

- (1) 運営委員会 随時開催する。
- (2) 総 会 年1回とし、必要があれば随時開くことができる。

(顧問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。

(会計)

第11条 本会の会計は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(慶弔)

第14条 会員の死亡に際しては、弔電をおくる。後日、会員死亡の通報があった場合、会長等が弔問する。

2 慶事については、役員会に一任する。

附 則

この会則は、平成2年4月1日から実施する。

令和元年度
 やしろ歴史民俗研究会予算(案)
 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

収入合計 614,000円
 支出合計 614,000円
 差引残高 0円

(収入の部)

科 目	金 額(円)	摘 要
前年度繰越金	132,234	
会 費	91,500	1,500円×61人
移動研修会費	390,000	6,500円×30人×2回
雑 収 入	266	利息等
合 計	614,000	

(支出の部)

科 目	金 額(円)	摘 要
報 償 費	70,000	講師謝礼等
会 議 費	10,000	お茶等
事 務 費	30,000	印刷・コピー・インク・用紙等
通 信 費	50,000	はがき等
使 用 料	20,000	会場費(多目的研修館等)
移動研修費	390,000	研修会
慶 弔 費	10,000	
予 備 費	34,000	
合 計	614,000	

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 **事務所費**・事務費・人件費

整理
番号

18

出金総額 ¥4,017

充当額 ¥2,008

下記明細は兵庫県議会議員

藤本百男宛である

5 01-05-27 水道 4,017 円

共通案分率 50%

それ以外の案分
案分の説明

案
分
率

水道代 H31年3月～
H31年4月分 出金総
額¥4017

備
考

使用水量のお知らせ

藤本 百男様
社1487-2 アーケードショップA棟
108号

給水先住所
使用者番号 1-005417-004
口径 13mm メーター番号 1211025

平成31年3月～平成31年4月分
検針日 平成31年4月24日

今回指示数	90 m
前回指示数	87 m
旧メーター使用水量	π
今回使用水量	3 m
参考使用水量 前回	2 m
参考使用水量 前々回	2 m
水道料金	1,944 円
下水道使用料	2,073 円
請求予定額	4,017 円

上記金額には消費税が含まれていません。
口座振替の際は、令和元年5月27日 振替の予定です。
クレジット決済の際は、カード会社が請求明細書をご確認ください。
現金納付の際は、後日、納入通知書を送ります。
検針員 []

前回検針明細書

平成31年1月～平成31年2月分
振替日 平成31年3月25日

水道使用量	2 m
下水使用量	2 m
水道料金	1,944 円
下水道使用料	2,073 円
振替金額	4,017 円

上記金額には消費税が含まれていません。
上記金額をご指定の口座から振替額いたしました。
加東市長 []

お知らせ

確認番号: 8994582996

(裏面もぜひご覧ください。)

加東市上下水道部管理課
(お問い合わせ先) 水道お客さまセンター
電話 0795-43-0538・0539

再生紙を使用しています。

673-1431

兵庫県 加東市 社 1481

発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 5月 5日

お知らせ INFORMATION

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを
休止する時間帯がございます。詳細はホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の料金領収証の別送について
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日口座振替分
の領収証は5月下旬以降にハガキで別送いたします。ご了承ください。



0006093# 05046 V71121 000000 1905I



KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月
MONTH OF ISSUE 2019年 5月ご利用年月
BILLING PERIOD 2019年 4月口座振替日
DATE FOR TRANSFER 2019年 5月27日口座振替額
TOTAL AMOUNT DUE 15,779円金融機関名
FINANCIAL INSTITUTION支店名
BRANCH口座番号
ACCOUNT NUMBERご請求コード
CUSTOMER CODE 0271830103

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。
個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合がござ
います。封出をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

サービス別ご利用料金

au 電話料金
(内訳)

5,125円

紙請求書発行手数料/その他料金

216円

※うち消費税等
(課税対象額は13,497円でした。)
※au合計台数 3台

1,079円

お問い合わせ先

お客さまセンター

受付時間 9:00~20:00 (年中無休)

◆au携帯電話から 局番なし 157 (無料)

◆一般電話から 0077-7-111 (無料)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

****年 **月ご請求分 (** 月利用分)

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を ** 月 ** 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE *****

領収金額 AMOUNT RECEIVED

うち消費税等 TAX

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 KDDIビル

印紙税申告済

付加価値税申告済

税務申告済済

※お知らせ※

ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日に口座から振替させていただいたお客様への料金領収証は、
5月下旬以降にハガキで別送いたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。ご了承ください。

料金内訳書

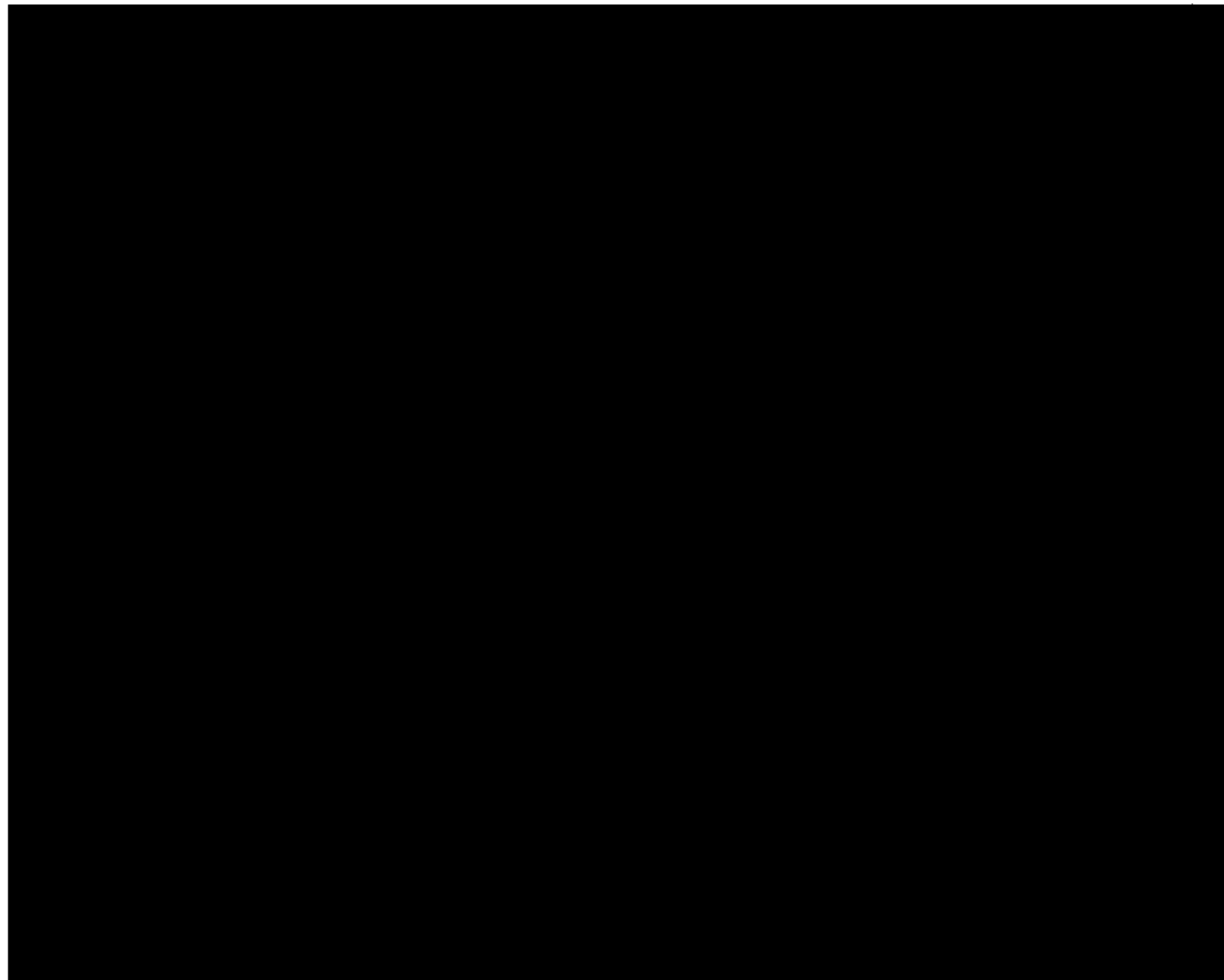
<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金
 内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

藤本 百男 様

ご請求コード: 0271830103 | 発行日: 2019年 5月 5日

1頁



ご利用番号	5,125	
< 4月ご利用内訳 >	5,125	
▼プラン利用料	2,980	auお客様コード 23680306
スーパーカケホ (V)		3,200
2年契約+家族割		-1,500
LTE NET		300
データ定額cp (0.8GB)		980
▼オプション使用料	380	auスマホデビュープログラム
故障紛失サポート		380
▼通話料/スーパーカケホ (V)	1,384	
通話料		7,260
SMS (Cメール) 送信料		24
スーパーカケホ (V) 割引額		-5,680
2年契約+家族割/通話料		-220
▼ユニバーサルサービス料	2	対象家族間通話を全額割引します。
▼消費税等 (8%)	379	1番号当たり 2円のご請求となります。
auご利用月数は2019年 5月で16年 4ヶ月目です。		8%消費税の課税対象額 4,746円
[LTE・WiMAX2+等通信量]	1.59GB	

料金内訳書

<凡例>

*：税込または免税料金等、#：旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

藤本 百男 様

ご請求コード：0271830103 発行日：2019年 5月 5日

2頁

●紙請求書発行手数料/その他料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	合計
▼紙請求書発行手数料	200			216円
▼消費税等(8%)	16		8%消費税の課税対象額 200円	

●総合計

15,779円

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目																																																																																																																																																																																									
	20	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	事務所費・事務費・人件費																																																																																																																																																																																							
	<p>出金総額 ¥4,790</p> <p>充当額 ¥2,395</p> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である</p> <p>いつもご利用いただきありがとうございます 電気ご使用量のお知らせ 藤本 百男 様</p> <table border="1"> <tr> <td>お客さま番号</td> <td>日程</td> <td>所</td> <td>番</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>12853231</td> <td>03</td> <td>7013</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給地点特定番号</td> <td>06</td> <td>0128</td> <td>5323</td> <td>1037 0131 0000</td> </tr> <tr> <td>1年5月分</td> <td>ご使用期間</td> <td colspan="3">4月15日～ 5月16日</td> </tr> <tr> <td>ご契約内容</td> <td colspan="4">従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>ご使用量</td> <td colspan="4">187kWh</td> </tr> <tr> <td>計器番号</td> <td colspan="4">514</td> </tr> <tr> <td>当月指示数</td> <td colspan="4">8364</td> </tr> <tr> <td>前月指示数</td> <td colspan="4">8177</td> </tr> <tr> <td>ご参考：前年同月ご使用量 (期間 4/13～ 5/15)</td> <td colspan="4">201kWh</td> </tr> <tr> <td>対前年同月比</td> <td colspan="4">-6.9%</td> </tr> <tr> <td>ご請求金額</td> <td colspan="4">4,790 円</td> </tr> <tr> <td>初回振替日</td> <td>5月29日</td> <td>再振替予定日</td> <td colspan="2">6月7日</td> </tr> <tr> <td>お支払期限日</td> <td colspan="4">6月17日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">5月分料金の振替日は5月29日となります。 なお、振替日に引落しができなかった場合は、 6月7日に、再度引落しをさせていただきます。</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>円 銭</td> <td>(内訳)</td> <td colspan="2">円 銭</td> </tr> <tr> <td>最低料金</td> <td>334.82</td> <td>口座振替割引額</td> <td colspan="2">- 54.00</td> </tr> <tr> <td>1段料金</td> <td>2,094.75</td> <td>再エネ促進賦課金</td> <td colspan="2">551.00</td> </tr> <tr> <td>2段料金</td> <td>1,697.11</td> <td>消費税率相当額(再掲)</td> <td colspan="2">354.00</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整額</td> <td>+ 166.45</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>単価名称</td> <td>月分</td> <td>最初15kWhに対して</td> <td colspan="2">15kWhをこえる1kWhにつき</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整</td> <td>当月分</td> <td>+13円37銭</td> <td colspan="2">+69銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>翌月分</td> <td>+11円66銭</td> <td colspan="2">+78銭</td> </tr> <tr> <td>再エネ発電促進賦課金</td> <td>当月分</td> <td>44円25銭</td> <td colspan="2">2円95銭</td> </tr> <tr> <td colspan="5">電気料金額収済のお知らせ</td> </tr> <tr> <td>年 月 分</td> <td>31年4月分</td> <td>ご使用期間</td> <td colspan="2">3/15～ 4/14</td> </tr> <tr> <td>契約種別</td> <td colspan="4">従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>ご使用量</td> <td colspan="2">203kWh</td> <td>振替日</td> <td>4月25日</td> </tr> <tr> <td>領収金額</td> <td colspan="2">5,262円</td> <td>消費税等相当額 (再掲)</td> <td>389円</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="4">店舗 口座番号</td> </tr> <tr> <td>検針日</td> <td>5月17日</td> <td>次回検針日</td> <td colspan="2">6月17日 検針員</td> </tr> <tr> <td colspan="5">関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>備 考</td> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>それ以外の案分</td> <td>案分の説明</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電気代</td> <td>R元年5月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>01-05-29 電気</td> <td>4,790</td> </tr> </table>	お客さま番号	日程	所	番	号	12853231	03	7013			供給地点特定番号	06	0128	5323	1037 0131 0000	1年5月分	ご使用期間	4月15日～ 5月16日			ご契約内容	従量電灯A				ご使用量	187kWh				計器番号	514				当月指示数	8364				前月指示数	8177				ご参考：前年同月ご使用量 (期間 4/13～ 5/15)	201kWh				対前年同月比	-6.9%				ご請求金額	4,790 円				初回振替日	5月29日	再振替予定日	6月7日		お支払期限日	6月17日				5月分料金の振替日は5月29日となります。 なお、振替日に引落しができなかった場合は、 6月7日に、再度引落しをさせていただきます。					(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭		最低料金	334.82	口座振替割引額	- 54.00		1段料金	2,094.75	再エネ促進賦課金	551.00		2段料金	1,697.11	消費税率相当額(再掲)	354.00		燃料費調整額	+ 166.45				単価名称	月分	最初15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき		燃料費調整	当月分	+13円37銭	+69銭			翌月分	+11円66銭	+78銭		再エネ発電促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭		電気料金額収済のお知らせ					年 月 分	31年4月分	ご使用期間	3/15～ 4/14		契約種別	従量電灯A				ご使用量	203kWh		振替日	4月25日	領収金額	5,262円		消費税等相当額 (再掲)	389円	口座名義	店舗 口座番号				検針日	5月17日	次回検針日	6月17日 検針員		関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社							備 考	案分率	50%				共通案分率	50%				それ以外の案分	案分の説明				電気代	R元年5月分				01-05-29 電気	4,790
お客さま番号	日程	所	番	号																																																																																																																																																																																						
12853231	03	7013																																																																																																																																																																																								
供給地点特定番号	06	0128	5323	1037 0131 0000																																																																																																																																																																																						
1年5月分	ご使用期間	4月15日～ 5月16日																																																																																																																																																																																								
ご契約内容	従量電灯A																																																																																																																																																																																									
ご使用量	187kWh																																																																																																																																																																																									
計器番号	514																																																																																																																																																																																									
当月指示数	8364																																																																																																																																																																																									
前月指示数	8177																																																																																																																																																																																									
ご参考：前年同月ご使用量 (期間 4/13～ 5/15)	201kWh																																																																																																																																																																																									
対前年同月比	-6.9%																																																																																																																																																																																									
ご請求金額	4,790 円																																																																																																																																																																																									
初回振替日	5月29日	再振替予定日	6月7日																																																																																																																																																																																							
お支払期限日	6月17日																																																																																																																																																																																									
5月分料金の振替日は5月29日となります。 なお、振替日に引落しができなかった場合は、 6月7日に、再度引落しをさせていただきます。																																																																																																																																																																																										
(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭																																																																																																																																																																																							
最低料金	334.82	口座振替割引額	- 54.00																																																																																																																																																																																							
1段料金	2,094.75	再エネ促進賦課金	551.00																																																																																																																																																																																							
2段料金	1,697.11	消費税率相当額(再掲)	354.00																																																																																																																																																																																							
燃料費調整額	+ 166.45																																																																																																																																																																																									
単価名称	月分	最初15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき																																																																																																																																																																																							
燃料費調整	当月分	+13円37銭	+69銭																																																																																																																																																																																							
	翌月分	+11円66銭	+78銭																																																																																																																																																																																							
再エネ発電促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭																																																																																																																																																																																							
電気料金額収済のお知らせ																																																																																																																																																																																										
年 月 分	31年4月分	ご使用期間	3/15～ 4/14																																																																																																																																																																																							
契約種別	従量電灯A																																																																																																																																																																																									
ご使用量	203kWh		振替日	4月25日																																																																																																																																																																																						
領収金額	5,262円		消費税等相当額 (再掲)	389円																																																																																																																																																																																						
口座名義	店舗 口座番号																																																																																																																																																																																									
検針日	5月17日	次回検針日	6月17日 検針員																																																																																																																																																																																							
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社																																																																																																																																																																																										
		備 考	案分率	50%																																																																																																																																																																																						
			共通案分率	50%																																																																																																																																																																																						
			それ以外の案分	案分の説明																																																																																																																																																																																						
			電気代	R元年5月分																																																																																																																																																																																						
			01-05-29 電気	4,790																																																																																																																																																																																						

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
21	出金総額 ￥100,000 ―― 充当額 ￥50,000	共通案分率 50%
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	それ以外の案分 案分の説明
		案分率
		備考
		政務調査補助職員R元年5月給与

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和元年 5月分 氏名 [Redacted] (政務調査補助職員)

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水				0:00			0:00
2	木				0:00			0:00
3	金				0:00			0:00
4	土				0:00			0:00
5	日				0:00			0:00
6	月				0:00			0:00
7	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
8	水				0:00			0:00
9	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
10	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
11	土				0:00			0:00
12	日				0:00			0:00
13	月				0:00			0:00
14	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
15	水				0:00			0:00
16	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
17	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
18	土				0:00			0:00
19	日				0:00			0:00
20	月				0:00			0:00
21	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
22	水				0:00			0:00
23	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
24	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
25	土				0:00			0:00
26	日				0:00			0:00
27	月				0:00			0:00
28	火	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
29	水				0:00			0:00
30	木	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
31	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
計					(A) 60:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [時間 分] × 単価 [円]	=		円(B)
①' 月額の場合	支給額	=	100,000	円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額	=		円(C)
③ 交通費	支給額	=		円(D)
④ 総支給額	(B)+(C)+(D)	=	100,000	円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [3500円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,500 円(F)

金 96,500 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和元年 5月 29日

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[100000円] × 案分率[50%]	=	50,000	円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額 [円] × 案分率 [%]	=		円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G)+(H)	=	50,000	円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
22	出金総額 ￥95,000	共通案分率 50%
	充当額 ￥47,500	
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		それ以外の案分 案分の説明
		案分率
		事務所連絡職員R元年 5月給与
		備 考

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和元年 5月分		氏名			(事務所連絡職員)			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水				0:00			0:00
2	木				0:00			0:00
3	金				0:00			0:00
4	土				0:00			0:00
5	日				0:00			0:00
6	月				0:00			0:00
7	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
8	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
9	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
10	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
11	土				0:00			0:00
12	日				0:00			0:00
13	月	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
14	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
15	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
16	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
17	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
18	土				0:00			0:00
19	日				0:00			0:00
20	月	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
21	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
22	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
23	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
24	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
25	土				0:00			0:00
26	日				0:00			0:00
27	月	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
28	火	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
29	水	14:00	17:00	0:00	3:00			0:00
30	木	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
31	金	10:00	17:00	1:00	6:00			0:00
計					(A) 93:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 藤本 百男 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価[円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 95,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 95,000 円(E)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(E) - [3400円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 91,600 円(F)

金 91,600 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和元年 5月 29日
氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(E)[95000円] × 案分率[50%] = 47,500 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 47,500 円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
23	出金総額 ￥55,000	共通案分率 50%
	充当額 ￥27,500	
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		それ以外の案分 案分の説明
		案分率
		事務所連絡職員R元年 5月給与
		備 考

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和元年 5月分		氏名			(事務所連絡職員)			
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水				0:00			0:00
2	木				0:00			0:00
3	金				0:00			0:00
4	土				0:00			0:00
5	日				0:00			0:00
6	月				0:00			0:00
7	火				0:00			0:00
8	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
9	木				0:00			0:00
10	金				0:00			0:00
11	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
12	日				0:00			0:00
13	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
14	火				0:00			0:00
15	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
16	木				0:00			0:00
17	金				0:00			0:00
18	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
19	日				0:00			0:00
20	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
21	火				0:00			0:00
22	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
23	木				0:00			0:00
24	金				0:00			0:00
25	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
26	日				0:00			0:00
27	月				0:00			0:00
28	火				0:00			0:00
29	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
30	木				0:00			0:00
31	金				0:00			0:00
計					(A) 42:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [時間 分] × 単価 [円]	=	円(B)
①' 月額の場合	支給額	=	55,000 円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額	=	円(C)
③ 交通費	支給額	=	円(D)
④ 総支給額	(B)+(C)+(D)	=	55,000 円(E)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(E) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 55,000 円(F)

金 55,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和元年 5月 29日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[55000円] × 案分率[50%]	=	27,500 円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額 [円] × 案分率 [%]	=	円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G)+(H)	=	27,500 円

請 求 書

XC000
CS113

〒673-1431

加東市 社 1491-1

藤本 百男 事務所

様

会社名 株式会社 小林石油店
〒 673-1431
住 所 兵庫県加東市
社宮の下1142-2



店舗名 社
TEL 0795-42-0025

銀行名 支店名
預金種別 口座番号 口座名義人

お客様へのお知らせ

毎度有り難う御座居ます。下記のとおり請求申し上げます。

前回請求額	入金額	売上調整額	入金調整額	差引繰越額	当回お買上額
11766	11766	0	0	0	18634

ご請求額
18634

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	ローリー灯油
	12683			
	17254			

担当コード

担当印

確認印

お買上明細書

お客様コード 2709-4

請求締日 2019年04月20日 支払予定日 2019年04月30日 支払方法 集金

整理NO./頁 1-10

月日	車番 届先	伝票 NO.	データ NO.	商品コード	商品名	荷姿	税	数量	単価	金額	給油店略称
325		44	2485		現金入金					11766	
417	01250	46	5214	012000	レギュラーガソリン		G	243	139	3378	
					小計					3378	
					消費税等					270	
					*** 車両 合計 ***					3648	
323	04651	12	2254	012000	レギュラーガソリン		G	4053	136	5512	
4	504651	11	3785	012000	レギュラーガソリン		G	374	136	5086	
					小計					10598	
					消費税等					848	
					*** 車両 合計 ***					11446	
329	07599	66	3390	012000	レギュラーガソリン		G	183	136	2489	
					小計					2489	
					消費税等					199	
					*** 車両 合計 ***					2688	
412	08651	81	4718	012000	レギュラーガソリン		G	58	136	789	
					小計					789	
					消費税等					63	
					*** 車両 合計 ***					852	
					商品代合計					17254	
					消費税等合計					1380	

G:外税商品 #:非課税商品

請 求 書

XC0002
CS1133

〒673-1431

加東市 社 1491-1

藤本 百男 事務所

様

会社名 株式会社 小林石油店
〒 673-1431
住 所 兵庫県加東市
社宮の下1142-2



店舗名 社
TEL 0795-42-0025

銀行名 支店名
預金種別 口座番号 口座名義人

お客様へのお知らせ

毎度有り難う御座居ます。下記のとおり請求申し上げます。

前回請求額	入金額	売上調整額	入金調整額	差引繰越額	当回お買上額
18634	0	0	0	18634	11005

ご請求額
29639

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	ローリー灯油
	6641			
	9430			

担当コード

担当印 確認印

お買上明細書

お客様コード 2709-4 請求締日 2019年05月20日 支払予定日 2019年05月31日 支払方法 集金 整理NO./頁 1-107

月日	車番 届先	伝票 NO.	データ NO.	商品コード	商品名	荷姿	税	数量	単価	金額	給油店略称
5	204651	8	67410	12000	レギュラーガソリン		G	3371	142	4787	
5	804651	33	84340	12000	レギュラーガソリン		G	327	142	4643	
					小計					10190	
					消費税等					815	(6/P) 除外
					*** 車両 合計 ***					11005	
					商品代合計					10190	
					消費税等合計					815	

G:外税商品 #:非課税商品

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目													
26	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	出金総額 ￥30,000 充当額 ￥30,000	共通案分率											
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		それ以外の案分 100% 案分の説明 活動報告書の記載内容 により100%案分とした											
	<div data-bbox="331 801 790 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ご利用明細 </div> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 お取引の内容は下記のとおりでございます。 どうぞご確認ください。</p> <div data-bbox="271 913 798 1456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">お振込先</td> <td style="width: 70%;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お振込日</td> <td>01-05-31</td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td>ホクハンセイケイコンワカイ様</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>フジモト ヒヤクオ様</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(TEL) 0795-43-8270</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><裏面もごらんください></p> <p style="text-align: center;"> みなと銀行 15:34 </p> </div>	お振込先	[REDACTED]	お振込日	01-05-31	お振込先	[REDACTED]	お受取人	ホクハンセイケイコンワカイ様	ご依頼人	フジモト ヒヤクオ様		(TEL) 0795-43-8270	<div data-bbox="1053 761 1093 862" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</div> <div data-bbox="1053 1534 1093 1713" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</div> <p>北播政経懇話会 令和 元年度上半期会費 (R 元年5月～10月)</p>
お振込先	[REDACTED]													
お振込日	01-05-31													
お振込先	[REDACTED]													
お受取人	ホクハンセイケイコンワカイ様													
ご依頼人	フジモト ヒヤクオ様													
	(TEL) 0795-43-8270													

請求書

年 月 日

兵庫県議会議員

藤本 百男 様

下記のとおりご請求申し上げます

北播政経懇話会 元年度上半期会費	6ヶ月分	月5,000円	計30,000円
---------------------	------	---------	----------

【お振込先】

銀行振込口座:

口座名義: 北播政経懇話会

北播政経 会

《事務局》 兵庫県加 36-8

(神戸新聞北播総局内)

☎ 0795-42-5656

代表世話人・事務局長

(添付様式7)

活動報告書

議員名	藤本百男
-----	------

活動名	北播政経懇話会令和元年度上半期会費			
活動概要	○活動内容 月例会（専門家による講演等）、講演記録（報告書）等の送付 北播磨地域の各界指導者との意見交換等 ○案分率100%			
経費	項目	政務活動費充当金額	領収書NO	内容
	年会費	30,000円	5-26	令和元年度上半期分（R元年5月～11月分）
	合計	30,000円		
備考				

令和元年事業計画

(令和元年5月1日～令和2年4月30日)

【講演会・懇親会】

事業	実施日	講師 演題
	会場	
5月例会	令和元年5月28日(火) 小野商工会館	共同通信社編集局企画委員 皇室取材チーム長 山田昌邦氏 『天皇代替わり 今後の課題』
6月例会	令和元年6月27日(木) 西脇ロイヤルホテル	映画パーソナリティー 津田なおみ氏 演題未定
7月例会	令和元年7月18日(木) 嬉野台生涯教育センター	子どもが作る”弁当の日”提唱者 竹下和男氏 演題未定
9月例会	令和元年9月 日() 県立フラワーセンター	兵庫県知事 井戸敏三氏(予定)
10月例会	令和元年10月 日() 三木山森林公園	未定
11月例会	令和元年11月 日() 小野商工会館	未定
新春 パーティー	令和2年1月 日() 西脇ロイヤルホテル	未定
2月例会	令和2年2月 日() 嬉野台生涯教育センター	未定
3月例会	令和2年3月 日() 三木山森林公園	未定
4月例会	令和2年4月 日() 県立フラワーセンター	未定

【配布資料】

『プレジデント』(プレジデント社刊)

毎月2回配布

『政経週報』(共同通信社刊)

毎週1回配布

令和元年度予算

(令和元年5月1日～令和2年4月30日)

[収入の部]	
会費 (会員115人規模)	6,900,000 円
プレジデント社広告掲載料	470,000 円
利息	25 円
前年度繰越金	1,031,182 円
収入合計	8,401,207 円
[支出の部]	
総会例会費	4,780,000 円
講師諸費	1,300,000
旅費交通費	90,000
会食費	1,600,000
会場費	100,000
印刷費	20,000
通信費	220,000
雑費	150,000
新春特別例会費	1,300,000
会員配布資料費	2,900,000 円
政経週報(共同通信社)	1,800,000
プレジデント	1,000,000
特別配布資料費	100,000
事務経費	330,000 円
事務用品費	50,000
備品費	100,000
事務局費	180,000
予備費(繰越金)	391,207 円
支出合計	8,401,207 円

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

使 途 項 目

整理
番号

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

27.

出金総額 ¥1,800

充当額 ¥1,800

下記明細は兵庫県議会議員
藤本百男 宛である

共通案分率

それ以外の案分 100%

案分の説明

政務活動に必要な情報
資料と考え100%案分
とした

案
分
率

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	取扱番号
01-05-31		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*1,800	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*2,000	
おつり	*200	
"あんしん" & "べんり" な スマホ決済アプリ ゆうちょPay		

印紙税申告納
付につき趣向
税務署承認済

書籍購入『象徴天皇
考』株式会社明成社

備
考

納品書・請求書

673-1431
 兵庫県加東市社1481
 藤本 百男 様

令和元~~年~~平成32年 5月 22日

株式会社 明成



154-0001 東京都世田谷区池尻3-21-29

TOYAMA SEISAKU CO., LTD.
 TEL: 03-3412-2871

FAX: 03-5431-0759

お客様コードNo. 0795438270

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考		
象徴天皇考	1	冊	1,620	1,620	税込 (120)		
請求送料	1	件	180	180	税込 (13)		
摘要:	合計	税抜	1,667	税額	133	総額	1,800

●ご利用頂き、ありがとうございました。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費
28	出金総額	¥1,380
	充当額	¥690
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		共通案分率 50%
		それ以外の案分 案分の説明
		案分率
		蛍光灯、点灯管×2

領 収 証

藤本百男事務所様 No. _____

★

¥1380

但

FL40SE×1 / クレ- ×2

2019年5月31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

加 東 市 社 1 4 8 7 - 1

や し ろ 電 化
原 守

収 入
印 紙

領収書等添付様式【共通】

(令和元年6月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	

1	出金総額 ￥15,609 <hr/> 充当額 ￥7,804	共通案分率 50% それ以外の案分 案分の説明
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である	案分率 電話代 H31年4月分、R元年5月分

ご利用料金 領収証(兼請求書)

お客さま名 藤本 百男 株

請求年月 2019年 5月分

お支払期限 2019年 6月 26日

お客さま番号 2184846380

領収金額 15,609円

*金額を訂正したものは無効です。

領収日付印

株式会社 オプテージ
金融機関・CVS取扱店舗へお客さま控
代行会社 株式会社クリアパス

毎度ご利用いただきまして誠にありがとうございます。
裏面に記載のマイページよりお支払い方法をご登録ください。

ご利用停止の予告

ご請求申し上げております下記料金のお支払いの確認が取れておりません。つきましては、当月請求分と合わせてご請求申し上げますので期日までにお支払いいただきますようお願いいたします。万一、期日までにお支払いの確認が取れなかった場合は、eサービスのご利用を停止させていただく場合がございますのでご了承願います。

ご請求年月 2019年 5月分 ご請求額 15,609円

料 金 内 訳	金 額 (円)	
<当月ご請求料金>		
◇eサービス光ネットホームタイプ	5178	
◇eサービス光電話	2269	
◇各種発行手数料	324	
<当月以外ご請求料金>	7838	

契約の解除後に同様の回復を行った場合、1契約ごとに3,000円(税別)の解除回復事務手数料を申し受けることがあります。
支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、サービスのご利用が出来なくなることがあります。また、年14.5%の延滞利息が加算されることもあります。

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE

株式会社 オプテージ

<現在のご契約先>

673-1431
 兵庫県加東市社1481
 藤本 百男 様

ご請求年月	2019年05月ご利用分
ご請求額 (うち消費税等相当額)	15,609円 (*****円)
お支払期限日	2019年06月26日
お客さま番号	2184846380

ご請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
0057850070-1	◇eo光ネット1ギガ	5,178		
	基本料金(長割適用)		5,178	5月 1日- 5月31日
	◇eo光電話	2,269		
	eo光電話基本料		1,944	5月 1日- 5月31日
	インターネット・電話セット割引		-1,122	
	発信者番号表示サービス利用料		216	
	eo光多機能ルーター電話アダプター機能利用料		411	
	eo光電話通話料金		816	
	ユニバーサルサービス料(eo光電話)		4	
	◇各種発行手数料	324		
	料金収納手数料(5月送付分)		324	
	合計料金(A+B)	7,771		
	課税料金計(A)		7,771	
	うち消費税相当額(A×8/108)	(575)		
	非課税・免税料金計(B)		0	
	<当月以外ご請求料金>	7,838		
	4月分請求金額		7,838	
	以下余白			

5%の表記がある場合は、旧税率が適用された税額となります。

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE

株式会社 オプテージ

<現在のご契約先>

673-1431
 兵庫県加東市社1481
 藤本 百男 様

ご請求年月	2019年04月ご利用分
ご請求額 (うち消費税等相当額)	7,838円 (580円)
お支払期限日	2019年05月27日
お客さま番号	2184846380

ご請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
0057850070-1	◇eo光ネット1ギガ	5,178		
	基本料金(長割適用)		5,178	4月 1日- 4月30日
	◇eo光電話	2,336		
	eo光電話基本料		1,944	4月 1日- 4月30日
	インターネット・電話セット割引		-1,122	
	発信者番号表示サービス利用料		216	
	eo光多機能ルーター電話アダプター機能利用料		411	
	eo光電話通話料金		883	
	ユニバーサルサービス料(eo光電話)		4	
	◇各種発行手数料	324		
	料金収納手数料(4月送付分)		324	
	合計料金(A+B)	7,838		
	課税料金計(A)		7,838	
	うち消費税相当額(A×8/108)	(580)		
	非課税・免税料金計(B)		0	
	以下余白			

5%の表記がある場合は、旧税率が適用された税額となります。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年6月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
5	出金総額 ￥6,760	共通案分率
	充当額 ￥6,760	
下記明細は兵庫県議会議員 藤本百男 宛である		それ以外の案分 100%
01-06-10:クレジット 69,980 ミツイスイトモカード		案分の説明 活動報告書の記載内容により100%案分とした
		案分率
		備考 ETC利用 H31年4月分¥6760 (4/5,4/10,4/11,4/12,4/15,4/16,4/19)利用分

活動報告書（登庁調査分）

議員名

藤本百男

平成31年4月分

日付	整理番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
4/5	6-5	政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
4/10	6-5	執行部会議 政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
4/11	6-5	政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
4/12	6-5	政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
4/15	6-5	政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
4/16	6-5	政調会長室執務	1040	新神戸トンネル @ 520円×2
4/19	6-5	政調会長室執務	520	新神戸トンネル @ 520円
計			6,760	新神戸トンネル 通行料金

ご利用代金明細書

2019年5月25日発行 001VR6C010963

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
 適日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

673-1431

兵庫県加東市社 1481

藤本 百男 様

08137-6461-9330-21080 6019647#



三井住友カード株式会社
 大阪市中央区今橋4丁目 5-15
 登録番号 近畿財務局長(12) 第00209号



お問い合わせ先 9:00~17:00 年中無休(12/30~1/3を除く)
 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

ナビダイヤル 0570-004-980(06-6445-3501)
 ※ナビダイヤルは大阪に着信し、通話料はお客様負担となります。
 カード紛失盗難/24時間年中無休 0120-919-456(06-6445-3530)
 ホームページ <http://www.smbc-card.com>

明細書枚数 1枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA		
総利用枠	90万円		
カード利用枠	90万円		
内リボ払い	80万円		
内分割・2回・ボーナス	80万円		

リボ払いと分割払いは上記に表示の利用枠内でご利用いただけますが、ご利用金額の上限は合算で 80万円です。

2019年6月10日(月)

金融機関
 支店
 科目
 口座番号

69,980 円

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

カード名称

会員番号

加入・切替日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示していません。

あとからリボ・分割 お申込みは 6月 3日までに 通話料無料 0120-863724 で!
 #印のあるご利用明細合計 69,980円を今からリボ払いに変更できます。 サービスコード 51
 日印のあるご利用明細合計 56,830円を今から分割払い(3回以上)に変更できます。 サービスコード 31
 ◆ホームページでも受付中! <http://www.smbc-card.com>

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払日	摘要	備考
#19 4 5 ETC	阪神高速道路 大阪管理部 (6-5)	520	1	1	520	自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎
#19 4 5 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
#19 4 10 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
#19 4 10 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎
#19 4 11 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎
#19 4 11 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
#19 4 12 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎
#19 4 12 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
#19 4 15 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎
#19 4 15 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
#19 4 16 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自二宮入 至新神戸箕谷 普通車	◎
#19 4 16 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎
#19 4 19 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	520	1	1	520	自新神戸箕谷 至神若出 普通車	◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

69980

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
 <支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

カードのポイント

裏面もご覧ください

